

33-2

明治十七年三月印行

婦人衛生論附育兒要訣

丸善藏版

翻譯緒言

是の書原名を「ヒンツ、ツ、マーザース」といひ母親への暗告といふ義なり原英國の醫官トーマス、ブール氏の著述より西曆一千八百七十三年龍動に於て印行せし所あり今譯して世間に公布せし書中ニ記スル度量ノ比較左ノ如シ

一 ヤーロド 三尺〇一分一厘

一 尺 ^{フット} 一尺〇〇三厘六六六無蓋 即ヤールド三分ノ一

一 應 ^{インチ} 八分三厘六三八四七餘 即ヤールド三十六分ノ一

一 ペック 四升八合五勺二〇七八 凝體ニ用フ

一 ガルロン 二升四合二勺六〇三九 同上

又 二升五合〇二五二七八 藥液ニ用フ

又 二升五合四勺五一七 麥酒ニ用フ

又 二升〇八勺四八七五 葡萄酒、亞爾箇保兒醋、蜜、油ニ用フ

一磅^{ポンド} 五千七百六十氏 藥金ニ用フ
七千氏 常量

一オンス^{オンス} 藥金ポンド十二分ノ一(八匁三分三厘八二七分四) 藥金ニ用フ
常ポンド十六分ノ一(七匁六分強) 常量

一ドラクマ^{ドラクマ} 藥オンス八分ノ一(二匁〇四二二八) 藥量
常十六分ノ一(四分七厘五五強) 常量

一ペチウエート 金オンス二十分ノ一 金量

一スクリプル 藥ドラクマ三分ノ一即二十氏ニ同シ 藥量

一ゲレーン^{ゲレーン}(氏) 藥金ポンド五千七百六十分ノ一 一厘七毛三七七分ノ一 藥金常
常ポンド七分ノ一

明治十三年六月

婦人衛生論 附育兒要訣

凡人の妻たる者の中よて、取り別け年若かる者ハ、多くの物事を羞ぢ匿すの情ありて、懐妊したるときなどは、委細の様子をバ、醫師達に告げて相談するを厭ふが常あり、よしやそれを告げて相談したる處が先方の巧者あるものにあらざるときには、その指圖却て害となるを免れず、余此の書を著すの第一に目途とする所ハ、右の如き婦人又讀ましめて、醫師に相談するの煩を免れしめんがため、二つよハ、未熟ある醫師の説又惑ひざらしめんと欲してあり、

さて此の書は載する所の説の中ハ、婦人の安全よその身と保つの助となるもの多しこと勿論なるが、或ハ又人又尋ね問ひたるのみよてハ、十分に解らざるものも亦多くありて、それをば、此の書の上にて讀めを、容易に解りて、満足せんこと疑ひし、其外に殊に大切なる事あるが、婦人多

くの度外に置き、て顧みざるの事柄に付きて、余の意見を述べたり、若し
年若き婦人の、別して無益の心配をなすものにて、余深く之を患ふるの
餘り、その心配は、實に何の謂もなくして、殊患なることなるを示して、再
之を懐かざらぬめんがために、數箇條の論説を本文の初に掲げたり、但
これを務めて簡畧てみじか又説いたれども、去りて意の通せざる様あること
はあらず、

余數年來、或る重大なる産科院と往復して居るものから、頗實地經驗せ
し所を以て此の書を作りし故、恐らくの大誤あるべからざるに思想
せる所なり、

作者記ス、

第七版の小引

本文に記せる治療製薬法の、大概某國手の示教に出るものなり、カッレ
レント及カナダの如き醫師の拂底なる地方は婦人に於て、此の書を

讀みて、多分の益を得たることありとて、喜びて余に謝する者少なから
ず、最余の説を採り用ゐる者の、孰れも了簡正しくして心掛善き婦人な
るべし、然して此の如き人達の、厚く吾輩の教を信する故、自分にて血を
取る様なることもせせ、亦妄に烈しき藥劑を用ゐる様ある過もあるま
いと思はるゝなり、

フィンスワリー街に於て

作者記、

くハ度外に置き、て顧みざるの事柄に付きて、余の意見を述べたり、若し
年若き婦人の、別して無益の心配をなすものよて、余深く之を患ふるの
餘り、その心配は、實に何の謂もなくして、殊愚なることなるを示して、再
之を懐かざらぬめんがために、數箇條の論説を本文の初に掲げたり、但
これを務めて簡畧てみじくに説いたれども、去りて意の通せざる様あること
はあらず、

余數年來、或る重大なる産科院と往復して居るものから、頗實地經驗せ
し所を以て此の書を作りし故、恐らくハ大誤あるべからざるを竊に思想
する所なり、

作者記ス、

第七版の小引

本文に記せる治療製薬法の、大概某國手の示教に出るものなり、カッレ
レント及カナダの如き醫師の拂底なる地方は婦人に於てハ、此の書を

讀みて、多分の益を得たることありとて、喜びて余に謝する者少なから
ず、最余の説を採り用ゐる者の、孰れも了簡正しくして心掛善き婦人な
るべし、然して此の如き人達の、厚く吾輩の教を信する故、自分にて血を
取る様なることもせせ、亦妄に烈しき藥劑を用ゐる様ある過もあるま
とど思ひるゝなり、

フィンスフリー街に於て

作者記、

婦人衛生論 附育兒要訣

第一篇 懷妊中に身體を健にそる方法及懷妊につ死世人の心得違
の事

第一葉

- | | | |
|-----|-----------|-----|
| 第一章 | 食物の事 | 二 |
| 第二章 | 異りたる物を嗜む事 | 十七 |
| 第三章 | 腸を整ふる事 | 二十 |
| 第四章 | 運動の事 | 二十二 |
| 第五章 | 衣服の事 | 二十八 |
| 第六章 | 浴法の事 | 三十二 |
| 第七章 | 乳房及乳頭の事 | 三十七 |
| 第八章 | 刺絡の事 | 四十 |

第九章 母れ思慮しりよの善惡よしよしによりて兒れ心と體からだとに善惡よしよしの差ちがひある事こと

第二篇 懷妊くわいにんを定さだむる手段しゆだんの事

第一章 月經げつけい絶止ぜつしの事

第二章 惡阻あくその事

第三章 乳房にゅうぼう痛いた及および乳房にゅうぼうの肥大そだちその外の變化へんかの事

第四章 覺動かくどうれ事

第三篇 懷妊くわいにん中の病びやう及其の防よせぎかふと治ちしむたの事

第一章 惡阻あくその事

第二章 嘔噦おうがいれ事

第三章 便秘べんぴの事

第四章 下利げり

四十一

五十七

五十八

七十二

七十三

八十一

八十七

八十八

九十八

百

百六

第五章 心臟しんぞうの動悸どうきの事

第六章 昏冒こんぼう

第七章 痔ぢ

第八章 脛しんの脈管みやくわん膨ふくるゝ事

第九章 脚及脛あしの膨ふくるゝ事

第十章 齒痛しつう

第十一章 唾つばを吐はく事

第十二章 乳房にゅうぼう痛いたみて大おほきくなる事

第十三章 脛等しんとうの痙攣けいれんして痛いたむ事

第十四章 胎兒たいじの烈たげしく動うごく事

第十五章 下腹げふくの皮痛かわいたみ及および裂さくる事

第十六章 下腹げふくの大おほきくなりて不都合ふつごふなる事

百九

百十二

百十三

百十九

百二十二

百二十三

百二十四

百二十七

百二十九

百三十一

百三十二

百三十三

第十七章 懐妊中月經通ざる事 百三十五

第十八章 膀胱に感動を受くる事 百三十七

第十九章 陰部の刺衝の事 百三十九

第二十章 白帶下の事 百四十二

第二十一章 脇の痛む事 百四十七

第二十二章 頭痛の事 百四十九

第二十三章 黄疸等の事 百五十一

第四篇 流産の防ぎ法の事 百五十三

第五篇 算日即分娩の期限を豫知する法 百八十

第六篇 母の身よ就きて説く産室に籠る時の心得 百九十七

第一章 分娩前の事 〇

第二章 分娩中の事 〇

二百二十二

第三章 分娩後より産室を離るゝまでの事 二百四十五

第七篇 小兒の身よつきて産室中の心得 二百七十

第一章 兒の生れたる時直よ施すべき手當の事

第二章 小兒の身よ生ずる事變及病よつきての示教 三百八十一

第八篇 乳の事 三百四

第一章 乳に腫物の生ずる事

第二章 乳汁の出過ぐるごと 三百十三

第三章 乳房膿瘍一名惡乳の事 三百十四

第九篇 哺乳の事 三百二十八

第一章 母たる者の其の兒を哺乳するの職分及利益の事

第二章 哺乳をべからざる母につきての事 三百三十三

第三章 小兒を哺乳することの規則 三百三十九

第四章	哺乳する母の健康を保つための規則	三百四十九
第五章	際限なき哺乳の母子の身よ害となる事	三百五十九
第六章	断乳する事	三百六十三
第七章	乳汁を止むる事	三百六十六
第八章	乳母の事	三百七十
第九章	製造食物にて兒を養ふ事	三百八十二
第十篇	小兒の健康を養ふにつき一般の手當の事	四百四
第一章	房及婢女の事	
第二章	睡眠の事	四百十五
第三章	浴及身體を清潔よそる手段の事	四百十八
第四章	衣服の事	四百二十四
第五章	空氣に觸れ及運動する事	四百三十

第六章	下劑の事	四百三十七
第七章	甘汞の事	四百四十九
第八章	麻醉劑	四百五十一
第九章	水蛭の事	四百五十八
第十章	發泡膏の事	四百六十二
第十一章	琶布の事	四百六十五
第十二章	湯浴の事	四百六十八
第十三章	生齒の事	四百七十五
第十一篇	種痘の事	四百九十

婦人衛生論 附育兒要訣 目錄終

婦人衛生論 附育兒要訣

大井鎌吉譯

第一篇

事、
懷妊中に身體を健にせる方法及懷妊につき世人の心得違の

婦人の初めて懷妊したる時、深く心配するは、これ自然の情にして、未己の身に慣れざれば、甚容易るゝぬ事と、唯この安きか危きかを思ひ煩ふのみならず、亦身體を健にするに如何ある工夫あるか、其の工夫あらば、これに依りて、出産の後その子も恙なく成長せることと、得んかと考へ盡して、只管に苦心するものなり、すべて懷妊する婦人の、大抵みな此くの如く苦心して、人の妻たり人の母たる職分を盡し終へんことを

願ふあり、然るを此苦心の徒爲となりて、何等の益もたゞざることを往々これ有り、その懐妊の大切あることを忘れて、其の心得と忽とするに因りてなり、殊に新に婚姻せし少き婦人の如き、羞耻の情より其れ必用ある教を醫師などよ求むることを厭ふよりて、多くこの弊出で來るあり、抑懐妊の時よ心得べきことを等閑とする、假令何の事由よもせよ、此が爲に母子の大なる利益と害とを害ひ、慘しき患を招くに至ることあれば、實に歎くべきことなり、

身體と健よして、平日の養生法を大概心得たるうへに、懐妊の時の要となる法まで知れる者、懐妊してもさしたる病に罹ること有るまぢきなり、然れども、讀む者こゝに注意せよ、此くの如くするに、前以て斷えず心掛けて、養生法を用ゐる居り、懐妊の時に及びて、更にその要となる法を一層大切に心得べきなり、其の故、平日と異りて、懐妊の時この法

を等閑にして用ゐること無き、甚宜しからず、終に此が爲に煩苦をなすのみならず、やゝもすれば、意外の危害を招くこと有ればなり、

此の等閑より生じ易き危害の中にも、最恐るべき者、流産にして、其の時に當りて、強大苦痛を發せざるも、數度なれば、後日に至りて、母の氣力を損じ、健康を害すること他の諸病よりも甚しきなり、又懐妊の時間の長さ、短き、苦痛の有り無し、及出産の安き危きも、皆前以ての手當の良きと良からざるに因るものにして、もしその手當十分に届き居れば、懐妊中別に苦痛も無く、時間も長すぎず短すぎず、出産も亦極めて早く且安きこと疑なし、加之、産後乳を哺する時に至りても、母の恙なく肥立つと肥立たざるに、唯其の手當の良否に因ることを、常に實驗して知る所なり、

懐妊分産哺乳の三事、互に相連りて離れざる者と思ふべし、從來懐妊

する者の只管に分娩のみを憂ひ、これを一の別事として前後の二の事
 と關係少しと心得るの誤なり、懷妊の間健なるに依り、分娩の時いかに
 かり貴き利益あるかを考へなば、此の二の事恙なきに由りて、哺乳の際
 にかばかり良き効能を生ずるかをも辨明することを得べし、故に懷
 妊分娩哺乳の三を連ねて、一の作事と爲し、受胎の起始にて、斷乳を結局
 とし、分娩のその中間を繋ぐ鎖なりと思ふべし、然れば婦女みな子を生
 む後を待たずして、初めて懷妊せる時より、己の既に人の母たる身なり
 と心得て、母親の職務を一身に擔任せべし、此の職務は甚貴きものなれ
 ば、能く仁愛の心を以て、大切にこれを行ふべし、
 右に述べたる手當の方法の、唯母の爲に大切なるのみならず、子の爲に
 も亦必用なることなり、抑子の身を健にする教育の、母の懷妊せる時に
 始まり、母と子との關係甚親密にして、著きこと、例へば母の身と心とに

強弱利鈍の變化ある時、其の子にも亦同じ變化なきことを得ざるが
 如し、従前生理を講ずる諸家の母子の關係を論ずるの、頗高遠に過ぐれ
 ども、其の論の實に當然にして、母も一此くの如くなれば、子も亦然らん
 と言ひし、略道を知れる婦人をして、更に深く注意せしむるは足れり、
 實は母能くその心を用ゐて、己の身を養へば、出産も臨みて、多分の艱な
 きのみならず、他日子の身體も血氣も皆強壯を得ること、實驗により
 て明なり、然るを母平生の養生を怠り、又懷妊の心得を等閑にして、自然
 大害ある所爲を犯せば、己の體質より其の疾病を子の體質も及ぼして、
 必生まるゝ兒の怯弱なることを免れがたし、或の養生法を用ゐず、或
 難治の病患ある婦人、強健なる良兒を生むこと、稀にあれば、と
 抵生まれて後、早きの數箇月、晩きの二三年、又して、必皆疾病を發す、これ
 その病の原種を母の胎の中より受け來れるに因りてなり、

する者の只管に分娩のみを憂ひ、これを一の別事として前後の二の事
 と關係少しと心得るの誤なり、懷妊の間健なるに依り、分娩の時いかに
 かり貴き利益あるかを考へなば、此の二の事恙なきに由りて、哺乳の際
 にいかばかり良き効能を生ずるかを辨明することを得べし、故に懷
 妊分娩哺乳の三を連ねて、一の作事と爲し、受胎の起始にて、斷乳を結局
 とし、分娩のその中間を繋ぐ鎖なりと思ふべし、然れば婦女みな子を
 生む後を待たずして、初めて懷妊せる時より、己の既に人の母たる身なり
 と心得て、母親の職務を一身に擔任せべし、此の職務は甚貴きものなれ
 ば、能く仁愛の心を以て、大切にこれを行ふべし、
 右に述べたる手當の方法の、唯母の爲に大切なるのみならず、子の爲に
 も亦必用なることなり、抑子の身を健にする教育の、母の懷妊せる時に
 始まり、母と子との關涉甚親密にして、著きこと、例へば母の身と心とに

強弱利鈍の變化ある時、其の子にも亦同じ變化なきことを得ざるが
 如し、従前生理を講ずる諸家の母子の關涉を論ずるの、頗高遠に過ぐれ
 ども、其の論の實に當然にして、母も一此くの如くなれば、子も亦然らん
 と言ひ、一の略道を知れる婦人をして、更に深く注意せしむるは足れり、
 實は母能くその心を用ゐて、己の身を養へば、出産も臨みて、多分の艱
 難のみならず、他日子の身體も血氣も皆強壯を得ること、實驗により
 て明なり、然るを、母平生の養生を怠り、又懷妊の心得を等閑にして、自然
 大害ある所爲を犯せば、己の體質より其の疾病を子の體質に及ぼして、
 必生まるゝ兒の怯弱なることを免れがたし、或は養生法を用ゐず、或
 難治の病患ある婦人、強健なる良兒を生むこと、稀にあれば、
 抵生まれて後、早き數箇月、晩き二三年、必皆疾病を發す、これ
 その病の原種を母の胎の中より受け來れるに因りてなり、

茲よ、別に養生法を記載せざれば、もしこれを知らんことを欲するもの、昆布氏の養生家必覽生理學といふ書を觀るべし、或はそれよりも猶簡略なる者を欲せば、同氏の健康論を讀むべし、この書の始は健康を保ち得ることを説き、次に健康を保つべき職分と工夫とを記せり、因て今こゝよ、專懷妊の事に係れる教を掲ぐるを主とす、

懷妊よつきて、世人の心得違も亦容易ならざることあり、もしその儘に捨て置けば、懷妊せし婦人の幸福を妨げ、又生まるゝ子の健康をも害すること往々これ有り、然れど、人或は今の世の最早かくの如き患害の復行ゆるゝ時にあらず、向は懼れたること、今の絶えて跡なく、婦女たる者皆善き教を受けたるうへなれば、假にも世俗の愚なる説も惑はされざるべし、故に過慮するよ及ばずといはん、これ余が同意しがたき説なり、何となれば、右様の婦人の實に眞正の話ならでの聞きても直に承服

こゝよ

のせざるべけれど、從來懷妊などの事、世人の未詳に辨へざることにして、當今も尙意外の災害を醸さんとする妄説あり、故に、他事よの行き届きたる婦人も、幾許かそれに惑はさるゝことを免れまじと思へばなり、この説は、彼の産婦を取り扱ふ醫師も至極當然なりと言へり、諸その心得違のさまゝある中よも、先多く世に行ゆるゝもの數件を次の條に説き示し、兼ねての世間の思慮狹隘にして、勞苦過度なる婦人に、懷妊せる時の固よりこれが爲よ用心すると肝要なりといへども、懷妊の頗健康を増し、喜樂を添ふるものよて、怖ろしき厄難と思ふは、甚無益のことなることを知らしめんとす、

その前よ、先性質弱き婦人の婚姻せるに由りて病を招くと認めしことよつた一言を述んとす、夫婚姻の性質弱き婦人に利益ありて、頗健康助け、頗て懷妊するよ、隨ひ益強壯となることわれども、その至りて

ることよりして、多分の然るものに非ず、故に昔より今に至るまで、少く女の一二度子を生み、後程なく黄泉くわいじゆんに赴く者の數かずふるゝ違いじやあらず。婚姻の或の利となり、或の害となるの、抑何の故ぞ、畢竟これ勞瘵らうさいの素質しゆしつあると無きとより、由りてなり、その素質なき者の婚姻せるに由りて、大に健康を得、これまで筋骨きんこつの弱きも、病苦を生せずして、身體の機關くわんかん整ふに至れり、然るゝ、その素質の幾許いげいかあるものゝ、婚姻の害をなすこと甚しくして、此が爲ゝ氣力きりよくを損ト、筋骨を弱め、早晚いちばん遂つひに懼おそるべき勞瘵の病を發す、多くある例たふしなり、若婚姻せずして、只管養生をなすならば、多年の間生き延ぶべきは、婚姻してかく命いのちを縮むることこそ悲しけれ、世間の父母たる者の、篤あつくこゝに注意して、此くの如き病根びやうこんある女子の婚姻せしむることをば、なるたけ猶豫いういしてその害を未發みはつに防ぐこと肝要なり、但し婚姻して、子を生むことの卻りて害とならずして、勞瘵の發す

ることを防ぐが如く見ゆる例も、亦なきは非ず、或の正しくその症ありても、懷妊するに及びて、忽たちまち潛れ續つきて、殆ほとん治せしが如く、それより、屢しばしば子を生み、その生む間の持ち續つきて、異狀いじやうなりと雖、後年いごねんに至り、病症びやうぢやうふたゝび發現はつげんして、遂つひに命を終おふるものあり、然れど此の例たふしのまこと稀まれにして、大抵の婚姻後直あたはに病を起すもの多し、女子の生來せいらい勞瘵の素質あることを知る時、假令平生健なりとも、必注意して、同ト素質ある男子と婚姻せしむること勿なかれ、この兩親らうしん俱ともにその素質あれば、其の生まるゝ小兒こどもの必病に病を重ねたらん者なればなり、故に人情此様の結婚をば用心して禁さんことを願ふ、若これを禁せざれば、其の生まるゝ兒こは、意外の災害を及ぼさんこと疑うた、眞實しんじつなる醫師として、良識りやうしきある者は、みな深くこの事を憂うれひ、これを防ぐ工夫ある時、その効の多少たせうと拘からず、懇ねんじゆうに人々を指示さんと心を用ゐる居るな

十
り、就中區羅爾區氏の著一、肺勞論にて論されたる厚意を見れば、此の書、今世より比類なき好き書と謂ふべし、

第一章、食物の事、

懷妊の際の最心得違ひ、食物の分量を過すことなり、或は懷妊の際に、平日より多く物を食ふこと肝要にて、胎兒の保護と滋養と、母の口腹と多量の食物を給するに在りと言ふものあれば、この大なる誤りにて、若此くの如くする時の、母子共に其の身に害あること疑なし、試み其の説の起り來り、所以を原ぬるよ、その平日の己一身を養ふべき分量の食物にて足るべけれども、腹に在る子を養はんよ、滋養物を用ゐるゆゑ、その分を別に求めずばあるべからずと云ふに過ぎず、この理の一通り當然と聞ゆれば、深くこれを考ふる時の、その非なることを知る、第一に懷妊初頭の徴候の朝病なるは、造物者の意を用ゐて、食物の多量

ならんより、卻りてこれを節制するの身體の益たることを人に知らしむるが如し、然らずば、必かくの如き病苦を生せしむるに及ばざるべし、且口腹の欲を縱ますれば、それより終に消化あしくなりて、大に健康を損するのみならず、胎兒に益あらまめんと云たる方法の、卻りて災害の根基となる結果を見ても、吾が説の確實なることを信すべし、第二に造物者の、胎兒のためは他の事にて滋養物を與ふる手段あり、夫婦人懷胎前後の平日に、必免れざる月經の、此の際にのみ停止するの何の故ぞ、是即造物者の胎兒に與ふる手段の在る所なり、
前の數箇月の間の食制、懷妊前より健なれば、其の後とても、別に身體に故障出で來まらざること勿論なれば、懷妊に及びても、強食物を換へずして、唯適度と淡泊とを心掛け、常用て益多かり、滋養品を斷ぜず食するを良しとす、

從來身體弱き婦人の、懷妊せしより強壯となることあり、然る時の消化の力増すものなれば、平生よりも多く食物を用ゐるも可なり、但其の品類と分量とに氣を著くべし、然らざれば、その時にも病を起さんこと測りがたし、

これと異りて、懷妊のことを心配するより、胃の腑に感動を起し消化の力衰へて、終に食氣の摸樣變ることあり、然る時の假令食を欲するも、勉めて淡泊なるものを撰び、成るたけ其の量を節制して、胃の腑の消化すべき量よりの多く食ふこと勿かれ、この教又從ひ烈しき食欲を防がんよ、務めて克己を能くするの外なし、
然るに、食欲を縱よし、妄に飽く時の、甚恐るべき害を招き、動もすれば不消化の痼疾となりて、その害一身にあるのみならず、生まるゝ兒の體も瘰癧性の諸病を醸すに至ることあり、但この事の、世人の多く心得ざる

所なり、其の故に、大抵親まづ此の病に罹らざるに、子のみこれを受るの體なしと思ひ居ればなり、されば、食物の品類に、必淡泊にして、兼ねて精神を鎮むる功用あるものを撰び、これを適度は食ふべし、
後の數個月の間の食制、此の時期より一層注意して、過分の食物又の身の害となるものを禁すべし、然らざる時の、嘔吐、留飲、便秘等の患を生じ、腸胃に汚物滿るにより、出産の時又苦難なるのみならず、産後に至りても、亦大なる患を遺すなり、今この事を證せんが爲み、一二の確例を擧ぐるに、難きにあらねど、茲より、單に事實を説き示したるのみよ、事足りなん、偕すべて、懷妊の婦人、この時期より、皆十分又働き難きもの故、平生よりも淡泊にして、少量の食物を用ゐるを肝要とすべし、
容體食氣ともに始に變らざるも、この時期に至れば、一切の肉食を痛く厭ふことあり、然るを、若無分別に強ふる時の、當人甚迷惑するものなれ

何等の意の欲する所に任せ、野菜果物其の他消化し易くして害なき
 食物を善しとすれども、なるたけの心を用ゐて、時々新鮮なる肉食を用
 ゐることの、余の懇に勧めんことを欲する所なり、
 何如なる品物にても、此の時期に、精神を興奮するものを用ゐれば、害
 とあること多し、然らでも、この時期に、精神の活動増すものあれば、平
 常に用ゐるものをも減し、又の禁すべきこと往々これあらん、因りて今
 茲に訓戒する所の、懷妊中何時病起りて、何様に精神疲れ煩悶堪へがた
 くとも、良醫の許あさに、妄に精神を興奮する食物及藥劑を用ゐるの甚
 怖るべしと云ふことあり、惜この訓戒をあす所以の他の爲に非ず、この
 際に、彼の精神を興奮すべきの効ある苦き酒にも、往々小兒のために
 患を生ずる例ありと思ひ、且、此がために母の身體と品行との二ツに、
 害ある弊の増長せんことを恐るればあり、若この訓戒を信用せず、そ

れより酒を貪り飲む憂も生せん、余二三年以來、その最甚しき例を實驗
 したり、その數酒を痛く飲みて、酩酊せしにより、死病を招き、つひに其の
 妻たり、母たるもの、職分を全くせずして、生命を果すに至りしものこ
 れあり、博士提維西氏の言へるに、懷妊の初期に、興奮藥、燒酒等を少量に
 用ゐるの、敢て害あきに似たれども、多くの癖とある故に、切にこれを禁
 止するに如かず、例へば胃中に不快を覺え、隨ひて全身も亦常調を失ひ
 たりと思ふ時、此等の物品を用ゐれば、一時の和ぎて治すれども、程なく
 復異常の感覺起り、再これを用ゐて療せざることを得ず、それより起る
 たび毎にこれを用ゐて、用ゐるごとに分量を増し、その末つひに、夢裡痛
 飲の習慣とありて止まざるものありとあり、この實に善き言あり、余の
 考に、中等以下の婦人の中に、病苦絶えずして、短命ある子を生むもの
 多き緣故の大あるもの一あり、その即チ惡しき物を食ふと此の酒を飲

むとなり、就中^{そのうち}最害あるの酒にして、平常にこれを飲めば、その弊はよくは流産の患を生ず、伊白耳氏語りて、余醫業を行ふの際、酒よりて害に罹り、的^{てき}例^{れい}を目撃せり、一婦人あり、長子^{おつうし}を生みて後より酒を飲むこと習慣となりたれば、四度まで續きて流産し、その後、朋友の嚴^{きび}き諫^{いさめ}を受け、己も亦大に悔いて、酒を慎みたれば、その効ありて、それより十年の間、又四人の兒を擧げたり、然れど三人の生來弱く、多病にして、早世^{さうせい}し、只僅に六歳なるもの一人、生き残れるが、是も亦満足なる體格にはあらずといへり、余此の慘^{いたま}しき事件を、斯くながしく説く、己の職分と思へども、いかに悲痛に堪へざるなり、故に、この外に述べんとすること、唯前に示したる食制に従ふ婦人の、必懷妊中萬事都合よくして、苦痛に罹ること少く、分娩も安くして、産後にも亦痛苦を受ること稀なるべしといふに過ぎざるのみ、

第二章、異りたる物を嗜む事、

懷妊せる時に、異りたる物を嗜むことありて、世俗には、其の嗜む物をば十分に食すべしといふにつき、復少しく意見を述べんとす、その異りたる物を嗜むこと、今の世は前日より較鮮いと雖、時として醫師の見聞に觸るゝことあり、その大抵偶然の嗜好なること疑なれど、或は實に病にして、殊に胃^い又事故^{じこ}あるにはあらず、腦^{のう}に事故あるより來ること往々これあり、然る時は、能く氣を着けて、手當するを肝要とす、その故は、世俗のいふ如く、母の異りたる物を嗜みたりとて、その物の形狀を兒の體に感傳せしむる理^りの無けれども、母若奢侈によりて、害多き食物を縱にすれば、唯に己の體を害ふのみならず、その子の成長と健康とをも妨ぐるといふこと疑なし、その證據は、擧げて數ふるに違あらず、
提維西氏この弊の母の身に害を生ぜし著しき例を掲げて曰く、余嘗て

七人の子ある一婦人を療治せり、その婦人懷妊の間又は斷せず白堊を食ふ癖ありて、多量に用ゐること甚しく、殆腸の作用を失ひ、むるに至れり、爾後十日乃至十二日の間、絶えて大便の出でざること數度なりしが、その度毎に瀉腸して、通利せしめ、その出でたる物を觀るに、盡く白堊にして更に他の物無し、斯く懷妊の度ごとに食ふ白堊の分量ハ、凡、三、ベツツ半にして、體膚の色恰その食ふ所の物の如く白さに至り、これがために、體の營養機を害して、終に死す歸せりと、

又米利滿氏の、この弊の子に害を及ぼす的例を示して曰く、ある薑餅師造るを業とする者に嫁せし一婦人あり、初次の懷妊に薑を食ふこと癖となりて、その啖ひ一分量數斤に至れり、月滿るに及びて、恙なく出産せしが、その生れたる兒の體格小さくして、瘦せ衰へ、皮膚色を失ひて鱗の様に剥け落つること、恰猩紅熱を病みたる後の如し、その後また幾人

か子を生みしが、その懷妊の間、薑を嗜まざりしかば、何れも皆健全無病なりき、こゝに於きて、第一子の生育を妨げたるは、全く薑を嗜みし故を以てなることを知れり、

此くの如き事件ハ、醫藥によりて防ぐべきこと勿論なれども、これに加ふるに、當人の克己善くて、家族の介抱懇切ならんことを肝要とす、然らず、徒に醫師の意見をのみ取りて、何如様に手當するとも、恐らくその益鮮からん、偕また實に不都合なることハ、此くの如き病患を受け易きものハ、尋常の婦女に非ず、多くの體質弱くして、神經敏く、何事も意に適はず、飽くまでその嗜好を遂げんとして、只我意のみを任せ、人の利害を顧みざる者なれば、その病患も他の尋常の婦女よりハ、一層治し難し、然れど、此くの如き嗜好を、必厳しく禁せずハあるべからず、其の起りたる初、十分能く力をつくさば、輒禁することを得べしと雖も、その

恣にする又任せて、益增長せしめ、既に習慣となれること久しければ、漸々に病を添へ、遂に體の營養機を害して、生命を保つこと能はざるに至らん、故に食物に注意すること、甚肝要なれば、極めて消化れ易く、柔軟なる物のみを用ゐてよ、又新鮮の空氣を吸ふこと、運動を爲すこと、を日々よく能く心掛け、その他健康を増すべき工夫の、何事に限らず能くこれを用ゐてよ、傍人より、此際に能く當人に勸めて、なるべきだけの心氣を安靜にし、心配なからしむることを肝要の務とすべし、

第三章、腸を整ふる事、

懷妊前より腸の作用能く整ひ居ても、懷妊の後に、やゝもすれば大便の秘結する患あり、是初に子宮の感動によりて起れるものなるべけれども、その後の、大抵當人の十分に運動すること能はざると、子宮の大に膨脹して、腸を壓すとの故より起ること疑なし、懷妊中に腸の作用の整

ひ居るの、善きことにて、初に大便甚秘結する時の、やゝもすれば、流産の患あり、縦流産せざるとも、その後益秘結し、腸の作用閉止して、産期に及ぶ時の、恐らくの分娩易からずして、苦痛と不都合との増すのみならず、産後にも亦穩に肥立ち難かるべし、

腸を整ふる工夫の最善き、あるたけ自然の事を爲すに在り、即食物に注意すること、適宜の運動を爲すこと、全身浴、灌漑浴、坐浴、日々浴、早起、貧眠の、大便秘結の患を醸し易し、及日々朝餐後に腸の作用を十分あらしむべく覺ゆる時、その手當を加ふること等是あり、然れども、右の如き法を用ゐ、勉めて養生を爲すに、尙その効あきこと有らば、その時に療治を加へず、ある可らず、即これより後に載せたる第三篇の第三章を觀て、その療法を幾條か知りたくべし、但この法のあるたけ穩に用ゐるを適當とすと云ふことを、常則ありと心得べし、

第四章、運動の事

懐妊の初に運動するの害にして、後に益とあるといふ心得違ひ、今も尙流行せり、夫流産の模様見ゆる時、初にも深く意を用ゐて、強く運動することゝあからしめ、又流産せし後に、幾の時間か十分によく體を息ましむべきこともとよりあるを、世俗の常習に、すべて懐妊したる婦人の、出産の期に及ばざる外、運動すること宜しからずして、その期に及べる時のみ運動する、卻りて分娩の助とあること、思へるによりて、毎に誰人も皆相戒めて、初期に稍懶慢に暮らすべしと言へり、是なる誤なり、その事實をいへば、全くこれと反對よして、懐妊の初に、なるたけ運動し、出産に近づくと従ひて、漸々に少づゝ扣ふるを當然とす、

懐妊の初より、六七箇月に至る間の、戸外に出で、時々適宜に運動し、室

内にありても、過勞せざるほどに、家事を扱ふこと何れも肝要にして、此が爲に、母のみならず、其の子まで、健康を致すべし、蓋戸外に運動すれば、身體を強壯にし、室内にて事を扱へば、その職務と行爲と朝夕循環して、間暇に苦しむこと無きにより、自然に精神の和暢を得て、遂に大なる幸福の資となればなり、

然れども、衆庶雜選せる市頭、觀場等に徘徊せず、その他何事も限らず、烈しき感動を起し、心意を弱らせ、又情欲を催さしむるもの、悉これを避くるを肝要とす、今の世の少き婦人の、これを忽とするにより、流産に罹り易し、殊も初めて懐妊せる者に、最多し、惜この患、原より身體の裡より發する遁れがたき病根に、非ずして、全く平生游興を縱みせる弊より生ずるものなり、且妄人の家に到ること、盛なる宴を設くること、殊に深夜またの連夜歌舞、耽ること等甚害あることにして、此が爲

に、身體を疲らすることあれば、一月過ぎざる中に、この患に罹ることを免れざらん、
 婚姻後はどなく遠き旅程を急ぎ行くこと甚不可なる證據を、數度見出し、ことわり、柔弱なる婦人の、常に安居するを願ふべきに、卻りて斯く勞動することの惡しき勿論なり、よしや、流産するに及ばずとも、其の健康を害すること大にして、十全の快復を得難きこと、余の數目撃せし所なり、若新婦の他郷に旅行せる際、その近きあたりには醫師なき處にて、圖らずも病に罹らば、當人の身の難儀にいふまでもなく、此が爲に、其人の心苦しき幾許ならん、例へば、歐羅巴洲中に旅行せんに、萬一懐胎に及ぶとも、途中は停まるべきにもあらねば、日々に山を踰る川を渉り、その他さまざま、勞力の激動によりて、路次の客舎に流産し、急に醫藥の助を求めんとしても得られざる時、その不都合なること平日に十倍す

るの言ふを俟たず、偕今より後、かゝる事の起らぬ用意の方法を何如にかすべき、先其の身體に懐胎せしかと思ふ摸樣ある時、あるだけ過分の勞動等を禁すべきなり、その故に、流産のみに非ず、すべて懐胎中に起る難治の病患、大抵皆結婚後、間もなく、歐洲に旅行し、粗造の馬車に乗りて、石路を經過するより起ればなり、
 かゝる所行より起りたる病害の怖るべきことを篤く心得たる婦女の、必讀みて此くの如きことに至るまじと思へども、奈何にせん、世俗多くの流産を輕易なるもの、如く心得ることを、其の始めて流産せし時、さしたることもなきゆゑ、敢て害なきものと思ひ、再三これに罹るの後ならで、其の害の恐るべきことを知らざればなり、斯く流産の著き害、目前に現われざるにより、恐らく、今より後も人みなこれを忽にして、これが爲に、大なる患を生ずることあらん、殊に、世間の少き婦女輩

に告ぐ、必この事を輕易に心得ること勿かれと、
 二度三度の流産の、眼前に身體の結構又の機能を害せぬ様あれども、實
 にこれより死病の基とあること往々これ有り、新に婚せし後平常の心
 得と手當とを怠りて、流産せしより、從來極めて健康ある身體の忽に衰
 弱するの疑あきことにして、諸種の痼疾、又の程過ぎて後に發する子宮
 病等、その根原の何れもみる流産より出づるものあり、されば前に演べ
 たる説を信用して、懐妊中宜しく放縱ある游興をも爲さず、専家に在り
 て、適宜の務を行ひ、これによりて己の身の歡樂を取るべし、
 然ればとて、餘に鬱然と籠り居るのまた害ありて善き事にあらず、少
 婦女の平常懶惰にくらゝ、温暖の度に過ぎて、空氣の流通惡しき室の中
 に居り、不斷蓐を被ひたる椅子に倚り、脚を地上に着くことを厭ひて、
 新鮮の空氣を吸ふこと鮮く、只管食欲をのみ縱にして、口腹を飽かしむ

るの、懐妊の際最善からざる事にして、言ふまでもなくその健康を妨ぐ
 ること甚しければ、不測の大害を招くに至ることあり、且右の惡しき行
 より生ずる害の、獨一身のみならず、生まるゝ兒にも及びて、その營養と
 發育とを妨ぐれば、怯弱疲瘦言はんかたあき身とありて、恙なく成人す
 ることを得るの、覺束あきものと知るべし、
 戸外に出で、適宜の運動するの、出産前二三週の間宜しきのみならず、
 産褥に就かんとする前に至りても亦宜し、今世の事を記せる或る書の
 中に、英國の高貴ある婦人産期に及びても、早朝に散歩することを習慣
 とせし事を載せたり、此く運動するの、相應の手當を施すよりも却りて
 善き結果ありしこと、その例鮮からずして、此の英國の婦人の如くすれ
 ば、利益多きこと疑あし、然れど、又一概にも論下がたし、ある婦女此の際
 に散歩せしこと却りて不都合とあり、その益を見ること無くして、疲勞

を生ずるの害あり、ことも間これあり、斯かるもの、静る馬車に乗り、窓を開きて空氣に觸るゝことを良しとす、その窓を閉るゝ必惡し、と知るべし、且家事を扱ふことをバ捨て置きて、日に二三時間づゝほどよく休息するを肝要とす、

反復してまたいん、懷妊中の、何時にても、烈しき運動の例へば平坦あらざる路上にて急に馬車を奔らせ、卒然に物を提げ、またの荷ふこと等すべて力を勞する事をば爲さざる様に能く心掛べし、

第五章 衣服の事

衣服のことにつきての心得違ひ、年少くして始めて懷妊せる婦女に多くあることにして、柔和の性質より、なるたけ懷妊を掩ひ匿して、人に知らせまじと思ふより、由りてなり、されば、己の身體は相應せずして、窮屈なる衣服を着ること多し、是甚しき誤なり、他日これが爲に、意外の患を

招くことあらん、借その掩ひ匿さんとする形容種々ありて、一樣ならざれども、その掩ふべからざる者を掩ふことの心得違なるの皆同下、されど此に、先己の心がらにて、着たる衣服のうへに、最窮屈なる捫胸を用ゐ、その體姿を取り繕ふものゝみにつきて、左の説を述んとす、
この弊よりして生ずる害の多き、幾月となく、胸腹ともに強く壓し着くる故、第一に胎内の兒漸く長つに隨ひ、その居處を擴げんとするを妨ぐるより、唯に母の身の機能を損ずるのみならず、生るゝ兒の健康をも害すること甚し、これ懷妊中に多く病苦の起る所以と、生れ出でし兒の羸瘦して怯弱なる所以にして、甚しきものゝ流産を來すなり、
分娩も亦この弊のために一層艱難を添ふ、何如にとなれば、不斷壓し着けらるゝより、胸腹の作用衰へて、分娩を助くること能はざればなり、且この害の乳房にも及ぼして、その分泌機能を妨げ、また乳頭をも強く壓

すによりて、兒を以て乳を哺ひ難からざるなり、然れば、この害を必防ぐべきこと勿論なり、すべての婦女輩、かねて能く然るべき手當を行ひ、己と兒との爲に怖るべき病患を避くることを得べし、惜その手當、最容易なるものなり、英國などにて、兒女の頃より慣れ來たれる、捫胸を懷妊のため、悪からんとて、全くこれを取り捨つる、不都合なるべし、故に少しくその形狀を變へて、製り、乳房に當る所の兩傍に紐を附けて、自由に緩まる様にすべし、懷妊して後の大抵乳房大きくなり、又、急に肥るものなれば、その時に、殊に右の如くするを宜しとす、或、また紐を兩傍の少く下の方に附くるも宜しからん、斯くて産期に近づかば、常に捫胸を支持るべき強き銅片を、取り除けて、鯨製の薄きものを以て之に代ふべし、此くの如き手段を用ゐて、漸々にその捫胸を緩めて、身體の増し來るその大さ、適し、め、支持の宜しき

を得て、その壓し着けを防がんことを肝要とすべし、羅馬人の、よく懷妊の際に、腰部を壓し着くる時は、害を生ずといふことを解り居れり、その徴には、嘗て法を設けて、その弊を禁せしことあり、又、理區爾虞西多の立法も、一法を設けて、懷妊の婦人に緩かなる衣服を着せしむべき旨を命たりと云へり、數人の兒を産み、また、續きて二三人の兒を産める婦人は、その後、懷妊する時、僅四月に至れば、下腹大きくなりて、甚不自由を覺ゆることあり、其中には、少くも運動を得ざるに至るもの間、これあり、其の下腹の筋漸々力を失ひて、月々に擴がり來る子宮の壓重を維持すること能はざるより起るものなれば、これを治せん、一、晝間一條の腹帶を用ゐよ、その委しきこと、後の懷妊中の病を論ずる篇に説き示すべし、若し腹帶を用ゐざれば、寒冷の時節、その代、幅廣く長七八尺なる、ラ

「ル」を以テ、確と下腹に巻くを宜くとす、
足を平生にても包み置くべきに、世間の婦女懷妊中に足を露して冷
すもの多きは、何事ぞ、謹みてよく包み置べし、

第六章、浴法の事、

世間の婦女余に向ひて、懷妊中に平生の如く浴しても宜しきやと問ふ
ものあらば、余これに答へて、懷妊中に浴するの極めて宜し、平生よりも
猶益あるべしといふんとす、これ當に身を健にするのみならず、萬事に
つきて、大に益あるものなり、世間又浴を怠る婦人の、斯かる健康を進め
て、功用の大なるものを棄つと謂ふべきなり、
然れど浴を行ふもの、朝夕又左の常則を守るべし、朝の浴は朝起き出で
て、寢蓐の暖氣尙身體に残り居る中を宜くとす、それより體力の多少よ
準じて、半時乃至一時間運動するを肝要とす、又晝間又浴する時の、その

前後又必此くの如く運動して、體温を引き起すべし、
此の常則を怠りて、浴後直又粧飾すれば、往々その間又寒氣を受くるこ
と有り、故又浴せし後の、必先運動して、さてその後又粧飾すべし、且浴せ
し時の、手拭を用ゐずして、粗糲の幅廣なる「リンチン」の、光澤なくて、鉛鐵
を施さざる、蓐布を以て、體を包み拭ひ乾かすべし、然すれば外來の空氣
を防ぎ、裸體又感ト易き寒氣を受くること無し、また當人自身よても、乃
至侍女の手を借ても、右の「リンチン」を以て、随分強く擦り、烈しく身體の
温氣を引き起し、様々心掛けよ、但浴を行ひて、十分よその効能を得んと
するもの、侍女の介抱を求むること肝要なりと知るべし、
全身浴は、當人の體質と從來の習慣とよ従ひて、その方法を定むること
勿論なれども、大抵朝起き立ての時、夏秋ならば、冷水を用ゐ、冬間ならば、
微温の湯の中よ苦鹽を加へたるを、海綿よて用ゐるあり、懷妊中の、斷然

す此くの如くよしして宜し、假令従前用ゐ慣れずして、懐妊の際に始むとも妨わるものゝ非ず、但微温湯を用ゐるゝ當坐に限りて、漸次温度を減じ、終りの冷水となすを良しとす、若手輕よしして、十分これを行ひんとするに、楕圓形の浴盤、二手桶の水を盛れて、その中坐し、海綿又ハ手拭にて手早く水を體よかくること凡二三分時間よしして、桶より出でなば、速く浴衣よて全身を拭ひ乾かすべし、人或ハ此くの如き方法よては、風を引かんと恐をなすものあれど、その謂さ誤よて、手早く爲し了れば、決して風を引く憂なし、

浴盤の製の底の縦徑四尺五寸、横徑一尺二寸五分、口の縦徑五尺五寸、横徑三尺、その深一尺五寸よしして、水を盛ること六寸よ至るべし、灌漑浴くわんがいよく湯水ゆみづを體に灌みひ、従前これに慣れたる者の妨なしと雖、懐妊及及びて始めてこれを行ふゝ惡し、此が爲よ、神經を烈しく衝動して、流産りゅうさんをなすゝ例鮮からず、

灌漑浴を行ふよ心得べき、初の時七十五度乃至八十度の鹽水を用ゐ、此くすること一週間、又ハ十日よしして、其の後、漸々温度を減じ、終り寒水浴かんすいよくよ堪ふるよ至らしむべし、但盤の中湯を盛れたる瓶子を置き、脚を暖むることを肝要とす、かくすれば、灌漑よ堪ふるものあり、若此の心得を粗畧そりやくよすれば、灌漑の却りて害となることあり、從來身體健康よしして、海邊よ住み、自然海水浴かいすいよくよ慣れたる者の、懐妊の初期よこれを用ゐて可なりと雖、尋常の者の、初期とその後との差別なく、新よこれを始むれば、流産の恐あり、故よ深くこれを慎む可し、日中は浴するよ極良き時間、朝齋あさけの後二三時を経て、適宜の運動を行ひたる後よ在り、その浴する手續、始に卒然一二遍水中に出入し、程過ぎて又五分乃至十分時間許此くの如くして後、出で、速く體を拭ひ乾かすべし、

坐浴の効能大なること、既に諸人の知る所にして、從來子宮の機關整
はざる者これを行へば、その機關を整へて、身體を健よするの益あるも
のなり、

坐浴の法の、尋常の盤は、水四寸許を盛れて、その中へ臀を居え、水の盤
の縁まで上るほどよして、兩足の勿論、體も盤もことごとく「ブランク
ト」にて包み、殊も「ブランク」を疊みて、領を巻きつくる様も注意をべ
し、浴後より亦粗糲なる「フラネル」又ハ手拭を以て擦ることを肝要と
するなり、

凡懷妊の初より、もそれハ生ずる被壓又ハ將倒及びその他の感動の、
一時のことなれども、頗苦痛を覺ゆるものよして、坐浴を用るれば、これ
を未然に防ぎ、又ハ既より起り、後よてもこれを療するを得て、これが爲
よ一時の苦痛を免るゝのみならず、斷絶すこれを用るれば、終より全く

病患を除きて出産を容易くするの益あり、その時間の毎日期浴終りて
後正午より行ひて宜し、始ハ六十五度の水を用る、次を逐ひて、五十五度ま
で減下、其の浴する時間を五分と定むべし、但右に説きたる病患の
増す時より、午後五時より再行ふべし、

熱帶地方より、何時も限らずといへども、その他よて、夏ハ中食前より微
温湯を以て浴すれば、極めて利益を得んこと疑なし、そのこれを行ふ法
ハ、浅き盤の中より坐し、侍女をして、八十五度の湯よて身を洗ひしめ、又ハ
同下度の湯一荷を身よ灌漑せしむ、斯くすれば、健康を益そのみならず、
兼ねて終日身の清涼なることを覺ゆ、また運動後より十五分乃至二十分
時間坐浴すれば、疲勞を慰めて、夜中常よりも穩に眠ることを得べし、

第七章、乳房及乳頭の事、

前より述べたる如く、懷妊中、出産前より、殊も捫胸よて、乳房及乳頭を壓し

着くことを禁ずるに注意をべし、乳房のその結構素胞状腺といふもの、其數多く攢まりて成れるものなれば、壓し着けられて、其の害を受くる時の乳汁の分泌も随ひて減り、内方より乳頭深く壓し入りて、乳を小兒に哺ふること甚難ければ、必大切な心得べし、始めて懷妊せし者の、産褥に就かんとする六週日前より乳を哺ふ用意を乳頭より施すべし、その故に、乳頭の皮薄くして刺傷を受け易きより、小兒の唇と舌とを觸れ、皮の剝け爛ることあれば、産前より豫てよく此の用意して、乳頭の皮を厚くし、その感覺を減せしむるに非ざれば、産後直に乳を哺ふること能はざるの憂あらん、さてその用意の法に最易あることより、「フラチル」又「その他」の厚き布帛の、乳頭の上より襪きたるものを取り除け、毎日起臥の時、乳頭を緑茶又ハ檨皮若しくは石榴皮を漬けたる水に浸し、その後能く乾かすべし、

て、八分乃至十分時間、空氣に當て、柔なる「フラチル」を以て軽く摩つべし、若くは乳頭の皮、甚薄くして、感覺劇しく、前の法を施しても、其の功なきものより、左の二法の中を撰びて試みるべし、

阿片丁幾一汚、オピウムナキ 沒藥丁幾二汚、ボラクム 蒸餾水二汚、オンス
これを混合せたるもの、

又方、

皓礬三十瓦、サレイン 薔薇水八汚、オンス

これを混合せたるもの、この法を出産の期まで懈怠なく用ゐれば、乳頭の爛を防ぐの功あること妙あり、

若くは乳頭甚小く且短くして引き込み居るもの、前の如く皮を厚くする法の外、又これを吸ひ出す法を用ゐるべからず、これに常に遠く

離れたる乳頭より吸ひ出さすべき、少く煙管の形に似たる硝子の器械を以て、その用を充て、宜し、或は又乳唧筒を用ゐるも可なり、何の法も成るだけ早くこれを用ゐて、小兒の乳頭を吸ひつき易きやうなまで、毎日行ふを肝要とせ。

第八章、刺絡の事

懐妊すれば、幾月もか至りて、刺絡して血を取ること肝要として、此が爲る母の健康を保つのみならず、子も亦利益を増すことありと思ふも世間少からず、殊に中等以下の人より最多し、故に懐妊せる時、二三月の後、必良醫の許に往きて刺絡を求むることを常とせり、然れど、此の法を行ふより、必明に妨なき徴候を認めし後ならでは、妄にこれを行ふべからず、婦人のその徴候の見ゆると見へざるとを自身に辨ずること能はざるより、必醫師の診断を受けて後、其の處置をな

すべし、抑懐妊の爲より、刺絡を行ふこと極めて良しとも云ひがたし、其の證據より、余これまで刺絡の爲に流産を免れざりし生來虚弱なる婦人が、後その非なることを悟りて、深く慎みれば、それより健全なる兒を生みたるを見しこと屢々なり、

刺絡の稀より益あるのみならず、或は時より必行はずばあるべからざること勿論なれども、たゞ懐妊したりとて、何の目的もなく妄にこれを行ふの大なる誤あり、その害に母もあるよりも、兒の身も及ぼすと甚し、如何といふも、母に此がため流産せずとも、その生る所の兒は、必虚弱にして、生育に難きものなればなり、

第九章、母の思慮の善惡によりて兒の心と體とに善惡の差ある事

母の思慮の善惡は、胎兒の心と體との元質も少しも利害を及ぼすもの

に非ず、情欲の烈しきこと、又長く心配すること、或は不意に驚くこと等
あるも、亦兒のために害あらずと云ふ者、世間に甚多し、中に、痛くその
説を尤めて、その然らず、母の物事を考ふるに、兒の身の一通りの元質に
利害を及ぼすのみならず、其れの構造と對稱にも、亦甚關係ありと言
ひ張るものあり、余右の二の説のいづれも皆誤を免れずして、動もすれ
ばこれより思ひがけなき災害を生せんことを憂ふるも、今數言を費
やして、辨駁をなすこと左の如し、

第一、心を勞するより生ずる害、心安くして樂あるに、何時となく身
體の健康を保ち、筋骨の作用を調ふるに宜し、然るに、婦人は、免角懷妊の
際に心配はさきによりて、豫其の兒の生れたる後、身體虚弱にして、智慧
不足あることを知るに、既に實驗して明あることあり、平生精神を激動
し、或は烈しく情欲を進め、甚しく心思を苦むれば、時ありて、直に身體に

感り、それより瘧癰出血等の病、其他流産の患を生せん、若幸に流産をな
さざるも、斯くの如き事より、母の身に病害を生ずれば、これをその生る
る子の體と心とに及ぼさるること幾希なり、彼の幼稚の際に、瘧癰また
の頭部の諸病を苦む事、大抵みな斯くの如き事より原因せるは、醫師
の能く明に認得たる所なり、是に於きて、懷妊せる者は、平生精神を激動
し、その心思を苦むるが如きことを爲さずして、此に述べたる病害を招
くべき危険を一切に避くべきこと、知るべし、心情を穩和にして、快活
に家事を取り賄ひ居るに、當人の爲なるのみならず、生るゝ兒の身をも
健ならしむること疑なし、されど此の説は、人に深く信せられざれば、こ
れを憂ふるの餘り、茲に一の例を引きて説き示さん、近頃一婦人あり、生
れて七八箇月なる小兒の病身なることにつき、余に語りて曰く、嘗て懷
妊の際、良人の喧躁なるに甚惱めり、その良人の、その性質親切なれども、

此く數多の兒子ありて、養育の方法覺束なると痛く心配したるなり、抑良人の活計固り貧しきにも非ずして、此く心配するは、是一種の病として、經濟上より來るにはあらず、全く僻事ある者あり、妾その様子を見て、晝夜心ぐるしく思ひ、暫も氣の休まる暇あかりしかば、心を勞するの餘り、遂も七箇月を経るや否や、褥に就きて出産したるが、其の生れたる兒の、虚弱にして、氣むづかきこと限なく、生れて四箇月まで、少しも笑はず、今とても笑ふこと甚罕なりと、余その兒を觀るも、齡そでに八箇月に及べども、其のあはれなる狀の、實に見るも忍びずして、頭顱の全身の結構悪きによるといへども、猶度又過ぎて大なりき、さて余の斯く目擊したる景況よつき深く考へて、乃この病害の、母の心配せしこと甚かりに因りてなることを明にせり、勿論その以前別に心配も無かりし時に、生みたる兒の、皆剛健なり」と云ふ、

婦人に因りて、懐妊の始に當り、別に病無くても、神經の激動するものありて、其の斷間なきにより、遂に心情も亂れて、柔順温和ならず、平生に似合ざる行狀を爲すことあり、余の知れる一婦人の、生來柔和の氣質なるが、懐妊の際に、悍戾となること常習あり、因りて余は毎にその懐妊の徴候の判然として著るゝことを待たず、只その様子の平生と變り氣むづかしくなるを見て、早くもその懐妊したるを明に察し得るなり、此くのごとき婦人の、良人或は兄弟たる者、假令彼の行狀常の度を失ふども、是懐妊したる故なりと心得、決して不満の意を懷くことなかれ、然らざれば、家内に紛紜の生ずることを免れざるべし、

第二 母の思想することの胎内の子に害ありと臆斷すること、此臆斷の今尙盛に世も行ひるゝ所ありて、假令道理と經驗を以て其の誤を論辨するも、奈何にせん、世人の惑深きことを、これを信然の事と認たる

者の懷妊の時此の感より徒に心配し、或は異物を食ふんことを欲し、或
 の物に甚しく驚き、或は不意に慘怛なるものを見る時、胎内の兒これ
 に感じて記印汚點また醜形を身に受けて、わが食ふんことを欲せし
 物、またわが見て驚き恐れし物の形狀に類似せんかとの思想を起し、
 これが爲に、晝夜胸中を惱まして、須臾も氣の休まる暇なし、かく自身よ
 り起し、妄想の爲に、心を痛むること甚しき、實に憐むべきことなら
 ずや、然れど、其の怯懦なりと言ひ、ことを耻ぢて、敢て内心を人に告
 げず、只己の心中に秘し置き、出産終るまで、其の恐懼の念消せざれば、凡
 べて懷妊の際、始終無益の心配して、恙なく強健なる兒の生れし後に
 あらざれば、その氣を休めて、心配を救ふべきの方法なしと知るべし、
 此く懷妊の際の思想の、多少とも必兒の身に記印を遺すものと信ずる
 根原の、古代より來りし所にして、悉く其の記印なりと思ひ、例を記

さんに、大部の書に非ざれば、盡そこと能はざるあり、
 母の思想に感して、子の身も生せしと世人の思ふ醜惡の形狀をいへば、
 母の烈しく嗜欲し、又は畏怖せし所の果酒、獸虫に似たる狀を、兒の皮膚
 に生ずるを第一とし、第二に、兒の手足或は指の常の數より多き事、第三
 に、或は手無く或は足無く、又は手足共に無き事、第四に、兔吻にて生るゝ
 事なり、

右の内世に最多き、第一の皮膚に生せし斑點及黒痣なり、斑點は、大抵
 赤色又は淡紫色にして、蛇蟠子、覆盆子、桑實、櫻實等の如き諸種の果に類
 似せしなりとし、斯く兒の生れて皮膚に斑點あるは、其の胎内に居る中
 に、母のそれに似たる色の果を食ふんことを欲せし故なりと云ひ、黒痣
 は、其の柔毛を生せしより、鼠或は土鼠などに比べて、其の來原は母の出
 産前に此の獸類を見て、心中大に驚きしことあるに由りてなりと云ふ、

例へば、母の赤葡萄酒を嗜み、またの俄にこれを被りによりて、皮膚に紅色の斑點を帯び、或は食のんと欲して食ふことを得ざり、物の形狀を印け、又の果に似たる肉癭を生じて、其の花と實に似たるもの各時節ありて、眞の物の如く、或は開き、或は衰へて、僅に自然に落つることなきばかりなるの類、その他古人の説き置き、奇怪なる變生の例あること、の從來少からず、既に今日までに、これを註解け、或は他より證例を引き、て論せし者數人ありて、此くの如き説話の、書上に充滿せられども、一々此に引き來らん、徒に紙筆を費やすのみ、然れど殊に兒の不具に生れつきたる一例を舉げて、これを説き示さんと、その他の爲に非ず、かゝる事の、これ實事に相違なけれども、此を以て實に、母の思想より來れりとする、こととの誤を、人に知らせんとを欲せられ、千七百二十三年龍動にて出版せし「デ、モルピス、クダチーヌ」と題せる書中に、ツルチル氏ある

非常の變形なる兒の事につきて話し、所の説を載せて曰く、余郷里に在りし時、シ、ビ、某氏の兒を見たりしに、亦此の變形の如し、是其の母懷妊して五六月を経たる時、不意に乞兒の手首なき腕を車窓の前に出、之を見、驚くこと甚しかりしが、後兒の生るゝに及びて、偏腕に手首なくして、其の偏頭の前に見たりし乞兒の手の如くなりしと云へり、夫母の身に、少しも害なきを、斯く兒の手首なきこと、恰刀を以て截斷したるに異ならざる、唯母の思想のなしたること、考へらるゝのみにして、其の理由の更に解すること能はざるなり、然れど此の全く疑なく有りし事なり、

世人或は此の事につきその理由を臆斷して、いん、母の乞兒を見たる時、其の兒胎内にありて、既に五六箇月も成長し、自然に五體も満足して、腕とても相應の恰好なりしならんに、此く變形となりたる、其腕を

母の思想力にて截断せられ血も出でたるなるべけれど、兒の命を害するまでの多きより至らず創口も亦出産の前に愈はたること疑なしと、余の以爲へらく是いかにも曖昧不稽の説なること明なりと、假令母の思想力を以て手首を截断し、又其の時に然るべき方法ありて創口より流れ出づる血を止めたるにもせよ、其の截り放したる手首の肉のともあれ骨に至りては必出産の時まで、その儘胎内に残りあるべきことなるを、かゝる時に醫師或は産婆もその骨の出でたるを見し者無し、若し一者ありや、余の未これを聞かざるなり、然れば此くの如き變形の生まるゝことあるの疑なきことなれども、全く醫師の能く知れるが如く、他の原由より來り、その原由の素より母の驚きたる以前に在りて、決してこれに關係せざる者なり、且皮膚の上に生せし斑點、黒痣等につきても、亦説話あり、嘗て生理學解

剖學及産科を以て一時世に鳴りし、ギルリアム、ヒュンテル氏の説を以て證とせん、此の人の、即産院産せしむる場所に出で、專右の事の原由を探らんことを志し、其の取り扱ひたる産婦二千人の皆出産せし後、直に此の人々に向ひて、前時只管望ても得られざる物ありや、その如何なる物ありや、或は非常ある事件に驚かされたることありや、その如何なる事件なりや、或は醜惡なる物を見て、恐れたることありや、その如何なる物なりやと問ひ、一々その諾否を聽き定めて後、丁寧に兒の體中を檢査し、こゝに於きて、その二千の兒の中に就きて、身に斑點等生じて、其の原由の解がたきことあるもの、又はその生すべきに生ぜざるに有るものなど多く、一も定則を取ること能はずと言ひたるあり、

ヒュンテル氏の右の如く懇切なる思考の成功より出てたる説を見れば、

通常の道理を解する人にありては、必既満足するならん、故に此の餘
 に尙云々するは無用の事と謂ふべけれど、予の更に結局に於て世人
 又尋問して曰、いんとぞること有り、吾等平生禽獸草木の皮膚に、常異
 りたる斑紋などの生せるを見て、別に怪まざるは、人身に在る時に限り
 て、深く驚くことあるは、抑何の故ぞ、右の如く諸物いづれも皆黒痣あり、
 變色あり、瘤あり、其の他常に異りたる形状あり、非ざるを思想力の奇
 す所と定むるは、豈理の當然なるものならんや、嘗て識見ある某人より
 一産婦に與へし書の文に曰く、

常に雞の類に注意する者は、雞兒の形體も亦人兒の形體に於ける如
 く往々變生することを知れるなるべし、例へば、卵を雞母に抱かせ、そ
 の兒の卵殼を破りて出づるほどの力を保つまで、これを乳養する所
 の水液を攪動せしめんが爲に、雞母の體温を與ふるに、其の兒の卵
 殼を破る

時、あるひに常と異りたる脚の生ずることあり、さてその常に異りた
 る脚に據りてこれを論せんは、斯くの如きこと、懐胎の始より出來
 し者なるか、然らずに、程経て後母の烈しき思想をなす、時に出來し
 者なるか、もし雞兒に於きて、始より右様なる脚を以て生じたりとせ
 ば、此の適切なる類例を推して、人畜共に變形に生ずること、總べ
 て同様の原由なりと言ひ定めて可なり、若又半途より、此くの如く變
 じたりとせば、その雞母の思想力が卵殼を貫きて、然らしめたるなら
 んと思ひざることを得ず、これ甚奇怪なる事なれば、粗思慮ある婦人
 は、必これを信せざるべし、然れど、多くの婦女輩の中に、雞母の巢に
 就き居る間、解すべからざる奇異の事にて、殼内の兒を感動するこ
 と甚しきより、其の形體を變ずるに至ると思ふ者あり、にもあらざる
 べし、今その誤を悟さん爲に、彼の糞堆暖爐竈の中などに置きたる卵

も、尙雛母に抱かせたる者と同様なる變形を生ずることあるに注意して、雛兒の原より此くの如き形に生れたるものにして決して母の思想に因るに非ずと云ふことの證據とすべし、

一たび善く此の文を讀まば、生ずるゝ兒の變形のことと付き、從來世人の臆想の甚非なることを知るに足らん、

以上に陳べたる所の、懷妊のことに付きての心得違の大畧にして、盡くこれを知らば、必その益あること多からん、蓋此の心得違の體と心との苦痛を生ずるの基なれば、余が説に因りて、人々懷妊の際に、必免れ難しと思へる病害を恐るべきことに非ずと信ずることを得ば、余の喜悅復これに過ぐる者なし、

且又是の少くして事に慣れざる婦女輩に向ひ、懷妊の際に健康を養はん手當を教へ示す所の説よして、畢竟これを陳ぶる所以の第一にこれ

を用ゐれば母の體に此の上もなき利益あるべしと思ひ、第二に従來兎角これを等閑にするより、多分の病害を生ずるを知ればなり、願ひく、世間の婦女輩、余の前に屢陳べたる事實即兒の健全に生るゝと然らざるもの、全く母の懷妊中に身を慎むと慎まざるものに因ると云ふ事を須臾も忘れずして、必これを心に留めよ、茲に復一言を説かんとすることあり、さて懷妊したる時に、醫師を早く頼むことを宜しけれ、然れば都て己の疑惑せることを問ひ質すに都合よく、且己の心配する所ありて、これを明し告げなば、必眞實にその理由を解き示されて、安心するに至るべし、

第二篇

懷妊を定むる手段の事

此に懷妊の證據とすべき徵候數件ありて、大抵みな婦人のよく信ずる所なれども、其の中に事實の相違するもの一二箇條あり、そは如何あるかと云ふは、懷妊しても、其の徵候なきこと有り、又ハ徵候あるに似て懷妊せざることあり、是によりて婦人多くは懷妊を定むることを難しと思ひ、幾月とあき、疑惑うたがひの中にありて、其の心に苦勞するのみ、此其の然るべき心得を知らざるに因ればあり、
此の編の主意ハ、婦人の自身じしんに知り得らるべき懷妊の徵候に就き、その事實を簡略かんりやくに説きて、是まで難きことと思へる疑惑を晴らさしめ、且その如何なる徵候を以て懷妊の證據とすべきかを指し示すに在り、尤その徵候の數ある中より、僅わずかに四條を引きて事足りなむと思はるれば、先

その常に現れ出づる順序に従ひてこれを示すこと左の如し、一に月經絶止、二に惡阻、三に乳房痛、及乳房の肥大、その外の變化、四に覺動是なり、
第一章、月經絶止の事、

懷妊の第一の徵候は毎月必あるべき經水の閉止することなり、一定の法を以て言ふ時の強健にして不斷月經の調ひたる者の懷妊すれば、其の次の月より經水の止まるものなり、故に婦人によりて、一、二週間前より既に懷妊しても、平生經水の定まれる時日の來るまでの少しも心づかず、常の如く經水のあるあらんとのみ思ひ居るに、其の様子絶えてなければ、其の時始めてこれりと悟ることあり、
この徵候と實地相違するもの四條あり、第一條は、少き婦女に、月經未一回も通せざる前に懷妊することもあるものなり、第二條は、兒に乳を哺ませ居て、未月經を見ざる際も懷妊することもあり、第三條は、懷妊し

てもその初三四箇月の間の尙月經を見ることがあり、第四條は、稀に年老いて月經已に竭きたる後に懷妊することもあり、今その例を示さん、
第一條の例、此の條の證例となるべきことの見わたる書物甚多し、余の現に見たるもの二人あり、一人は十七歳は満たざる女子にして、懷妊の後六箇月に至り、書を以てその旨を産院に言ひ送りたり、他の一人は十九歳の女子なり、甲の産室に籠りて後、月經を見たり、乙の如何ありしや余これを知らず、

又一例をモルガクニ氏より聞けり、其の言に曰く、余の知れる良家の女あり、嘗て月經を見ること無かりし、人に嫁して後續きて多くの子を生めり、但その女の母も同様の事あり、故、格別怪むべきこと、もせざりしなりとぞ、

又他の一例を一千八百十七年に出版したる理學實驗録と云ふ書より

引きて示さん、其の書に曰く、一個の少き婦人ありて、二人の子を續きて
 生みたりしが、其の前後月經を見しことなく、それより第三子を孕みて
 流産したるのちまでも尙これを見ざりしと、又フランク氏の介抱せし
 婦人の、従前月經を見ること無くして、三人の子を生み、ケプロン氏も亦
 これと同一き事實は數度逢ひしと云へり、
 右の如くに月經あらずして懐妊すること、まばしきものであるものに非ざれ
 ども、稀には有ることあれば、心得居て益あること有り、
 第二條の例、婦人の兒に乳を哺せ居る際月經通せざるに懐妊すること
 とあるが如き、世人の既に善く知れることあれば、これを此に説くは必
 用に非ず、故に唯世人の常は兒に乳を哺せ居る際には懐妊せざるべし
 と云ふ説の誤あることをのみ辨明せんとす、殊に貧しき婦人に、常に
 その再懐妊するを防ぐの方術なりと思ひ、兒に乳を哺すること十八箇

月乃至二年より長くして、此の誤より斷乳の期を失ふことの害起り、そ
 の兒多くの軀幹衰弱とありて、健康を得ざること甚多し、
 余常に好き機會ありて、右の事件及其の他此の編に説ける諸件を實地
 に調べ得たること有り、其は毎月四十人或は五十人の貧しき婦女産室
 に入るよ付きて、産院の添書を以て介抱を頼まんが爲に余を招きたる
 ことあり、其の時それらに尋問せしに、其の總數の三分一の縱令少くど
 も乳を哺ませ居る際に一回懐妊し、その他は大抵二三回懐妊せしと云
 へり、
 今又余の手牒より抄きいだし、左の例を示さん、
 エム氏の妻の、齡今年三十にして、六年前に結婚し、結婚の後三月に至
 りて懐妊し、其の生まれし兒に二年餘乳を哺せ居たる後復懐妊せり、
 此の兒は生まれて三週よりして死せしが、又程なく三度目の懐妊とな

れり、斯くてその生れたる兒の怯弱なるものを余の所に携來りて言ひけるに、妾初めて懷妊せし時即結婚後三月目より唯今に至るまで六年の間少くも月經を見ること無しと、

ダブリウ氏の妻の、齡今年二十五にして、五年前に結婚し、その後始めて兒を生みし時より以來、少くも月經を見ず、當今三度目の懷妊なるが此まで乳を哺せ居て懷妊すること常ありと云へり、

右の外にも、此の類の事件を引かんこと易けれども、此の條の例を用ふるより、此よて事足りなむと思ふ故、復一々これを記さず、然れど尙左の一事を擧げ置かん、メンチヌターのロベアトソン氏嘗て百六十人の産婦に對して、懇に尋問せしに、其の中八十一人の乳を哺せ居たる際に、一度又の二三度懷妊せしと云ひたりとぞ、

第三條の例、婦人懷妊して、尙最初三四箇月の間常の如く月經を見る

に、實に非常のことなれども、亦實に害なきことあり、或はこれを難じて、此の出血の、眞の月經に非ずと云ものあれども、畢竟これを論ずるに、此の條の急務に非ざれば、余の唯懷妊の際に出血し、其の期限と云ひ、分量と云ひ、經過と云ひ、景況と云ひ、本人も醫師も區別し難きは、能く月經に似たるもの、通すること有りや否やを究めんことを欲するに過ぎず、余のもとより其の果して然ること有るを信するなり、

その出血の、懷妊後常の分量よりも或は減り或は増して、只一回通すること有り、豫て幕に就かんと期したる期限に、その遅きと速きとあるの全く此が爲あり、或はまた二三月平生の如く續きて通すること有り、左の例の余の目撃したる所にして、其覺動下章に詳なりの期限まで續きたる事實を證するに足れり、

アル氏の妻の、今年二十七歳にして、結婚の時より已に八年を経たり、

十八歳の時始めて月經通下、結婚の後二年にして懐妊するまで、平生に異なること無く、その長子を生み、これに十一月の間乳を哺せし後に至りて、月經通下、頓て次子を孕み、その覺動の期限まで續きて月經通下たり然れどもその婦人少しも、此が爲に疑惑せず、如何にとなれば其の分量と云ひ、景況と云ひ、常の月經に異ならざればなり、それより後少しも月經を見ず、遂に次子を生まて、これに十月の間乳を哺せしが、其の兒虎列刺病に罹りて死せり、その時より二年の間絶えず月經通下たりしに、ある時頓て大に驚き、二三日を経て後四箇月の胎を墮せり、それより今また孕み居れるが、覺動の期限まで、平生の如く月經あり、其の暮に就く、一千八百三十六年二月なるべし、然れば、右の婦人の、初度の懐妊に、常の法の如く月經止まり、二度目四度目の懐妊に、覺動まで月經通下、三度目の懐妊に、四箇月通下、その

時頓て休せるによりて墮胎したるなり、

エフ氏の妻の、當今三度目の懐妊なり、その初度の時の、月經三回ありて、其の期限と云ひ、分量と云ひ、景況と云ひ、従前の如く正しく通下、二度目の時に、暮に就くまで、毎月通下、三度目の時即此の度の僅三月の間通下て、その乳を哺する間も絶えず通せり、

ジエ氏の妻の、當今八度目の懐妊あり、初の六度の月經毎月通せしが、その分量の必少く減せり、七度目にも同様なりしが、不圖頓ての爲に、六月と七月との間に月足らずの子を生またり、此の度の懐妊にも、亦月經通下、乳を哺する間も絶えず通せり、

ピエ氏の妻の、當今四度目の懐妊あり、初の三度の、暮に就くまで平生の如く月經通下、その分量の同下かりしが、較稀薄あるに似たり、此の度の、今日まで毎月通せり、

〜ルデン氏或る書に註して曰く、一婦人あり、四度懐妊せしが毎回出産まで、平生の如く月經通下して止まること無かりしと、是ガルー氏及其の他の人も同様の説あり、左の例を見て、右の一事をば、諸人必能く心得置くべし、その何如よと云ふに、近世にても、醫師の中にかゝることは決して無しと言ひ斥くる者あればあり、

少き婦人の密に通せし者ありしが、其の下腹漸に大きくなるより、醫師これを鑑定して水腫病なりとせり、如何にといふも、當人の身に懐妊の徴候なる種々の状態なきに非ず、且醫師もその八箇月以前に密に通せしことをも知れど、奈何にせん、尙平生のごとく月經ある故に懐妊する理あると思ひ、既にその腹に套管針トイカル腹の水を取出し、水を取らんとしたりしが、をりしも幸に身體の常調宜しからずしてこれを見合せたり、も一見合せざりしならば、必不慮の一大事よ及びたる

ならん、斯くて程なく強健なる男子を生みたり、
第四條の例、老いたる婦人の月經既に竭きたる後に、懐妊することある例を左に示さん、

一千八百三十四年九月、余招かれて四十九歳なる婦人の出産を介抱せり、此の婦人の十二年懐妊せずして、二年以前に月經既に竭きたりしが、それより懐妊して、恙なく出産し、後また絶えて月經を見ず、

ビ―氏の妻、今年三十九歳にして、結婚の後十八年を経たり、月經を見しこと甚早くして、子三人あり、その三度目の出産より、七年を経て、今また懐妊せるが、月經の懐妊より百十九日前に止まれり、その以前の定度なく、その以後、永く絶えたること、思はる、

其の他、此の類の事件頗多くして、別に書物に記さざれども、其の實説あること疑ふ、然れど、婦人に由り、年老いて月經通ずることの不定なる

に迷まよひされ、懐妊懐妊しても然らずと思ふもの往々有り、年五十頃に及びて、體の様子兎角懐妊し易やすくあること有り、數年來久しく子を生まず、又の結婚の時より一度も懐妊せざりしに、四五十歳になりて、不圖ふと懐妊し、己も人も共ともに大に驚くこと有る例頗少からず、

ゴーチ氏曰く、或日一の婦人來りて、余に醫師某の鑑定書を示せり、其の文に曰く「此の婦人年四十二にして、男子つを連れ添そふこと既すでに二十二年あれども、其の間一度も懐妊せしこと無し、然るに、七箇月程以前に月經止まり、その後二箇月程過ぎて、下腹大きくなり、頗おてその形狀かたち全く懐妊の腹はらに均ひとしくなれり、それより或人此の腹を縮ちぢめんとて、種々に工夫くわふしたれども、遂に其の効あきなかりき、余あこれを診斷しんだんして懐妊とすと、斯かく有りしが、後七週日過ぎ、果はて一兒を産みたり、」

モントエメリー氏曰く、四十三歳の婦人あり、二十年前、今の夫に嫁せし

より以來、近ちかき四五月前まで、懐妊の摸樣なかりしに、去年九月月經止まり、腹漸ゆる大きくなるにつつき、今一月い月げつは、余頼まれて診察せしに、懐妊と相違ちがひあひありて、順當しゆんとうの出産しゅたんし、強健きやうけんある良兒りやうじを設けたり、

一千七百七十三年「トプリン」産院の醫師モスセ氏曰く、院中にて出産せし婦人の年齢ねんれいは、四十一歳より四十四歳の間にして、其の中四人は四十一歳、一人は四十四歳なり、

一千八百十六年三月に、スピルスパイの近傍ちかなるフリスパイの牧人ぼくじんシモンアシユレシモンの妻五十五歳にして、學胎がくたの女子むすめを生めり、

佛國フランスにて、婦人年五十八歳にして子を生子、これに財産を譲ゆづらんとする時、或あるはその子の自身の生みたるに非あらざるべしとの疑うたがひより、出訴しゅそに及びたるものありしが、判事はんじはこれを實子じつこありと裁斷さいだんせり、

右の事實じじつは、これを心得居れば、年老ねんじやういたる婦人むすめ、または是まで子を

に迷まよひされ、懐妊懐妊しても然らずと思ふもの往々有り、年五十頃に及びて、體の様子兎角懐妊し易やくあること有り、數年來久しく子を生まず又ハ結婚の時より一度も懐妊せざりしに、四五十歳になりて、不圖ふと懐妊し己も人も共々大に驚くこと有る例頗少からず、

ゴーチ氏曰く、或日一の婦人來りて、余に醫師某の鑑定書を示せり、其の文に曰く「此の婦人年四十二にして、男子と連れ添ふこと既々二十二年あれども、其の間一度も懐妊せしこと無し、然るに、七箇月程以前に月經止まり、その後二箇月程過ぎて、下腹大きくあり、頓てその形狀全く懐妊の腹に均ひとしくなれり、それより或人此の腹を縮ちぢめんとて、種々に工夫くわふしたれども遂に其の効あそなかりき、余ハこれを診斷しんたんして懐妊とすと、斯く有りしが、後七週日過ぎ、果して一兒を産みたり」

モントゴメリー氏曰く、四十三歳の婦人あり、二十年前、今の夫に嫁せし

より以來、近き四五月前まで、懐妊の摸様なかりしに、去年九月月經止まり腹漸大きくなるにつき、今一月又余頼まれて診察せしに、懐妊と相違ちがひなき徴候ありて、頓て順當しゆんとうの出産し、強健ある良兒を設けたり、

一千七百七十三年、トブリン産院の醫師モスセ氏曰く、院中にて出産せし婦人の年齢ハ、四十一歳より四十四歳の間にし、其の中四人ハ四十歳、一人ハ四十四歳なり、

一千八百十六年三月に、スピルスパイの近傍なるフリスパイの牧人まきじんヨンアシユレの妻五十五歳にして、孿胎ふたごの女子を生めり、

佛國フランスにて、婦人年五十八歳にして子を生子、これに財産を譲らんとする時、或ハその子の自身の生みたるに非ざるべしとの疑より、出訴に及びたるものありしが、判事のこれを實子ありと裁斷さいだんせり、

右の事實じじつハ、これを心得居れば、年老いたる婦人、またハ是まで子を

ざる婦人の病に非ざるを病と思ふが如き謬誤を悟ることの便と
 べければ、精々心より記して忘るべからず、
 さて、兎角婦人の懐妊せざるに懐妊したりと思ひ誤ること有り、その何
 故ぞといふは、月經の止まるに隨ひて、まことと能く懐妊の徴候に似た
 ること出で来るに由りてなり、先、月經止まれれば、さて心配し、それよ
 り他の種々の徴候見ゆるなり、例へば、腹大きくなり、腰脹れて、痛を覺え、
 胃の作用變りて、食氣常の如くならず、隨ひて風氣腸胃の内に集り、その
 風氣時として上下に動くに因り、腹の大きくなれる上、また一種の感
 覺を起すを以て、本人の此の感覺を誤りて、胎兒の動くと思ひ得るものな
 り、是時日を経る後か、さなくば、醫師の診察を受くるに非ざれば、その心
 得違なることを悟るに由なく、も一悟り得て、後この病を除かんとする
 には、驅風藥或は緩下劑を用ゐて、布にて腹を巻き置き、なるたけ體を運

動せしむべし、

且また月經の止まること、全く懐妊と關らずして、他の種々の原由よ
 り來ること有り、常に月經のあるべき時限の前に風を引けば、此が爲に
 不圖止まること往々ある、誰も知る所なれど、其のみならず、又諸般の
 病苦及身體の疲勞なども、亦その基となることあり、それが故に、月經止ま
 りたればとて、一途に懐妊と定め難きを、疑惑するものありて、されば
 何如なる時、月經止まりたるを以て、懐妊の徴候とすべきやと問ふも
 のあらん、余それに對へて云ふは、月經止まりたる外に、懐妊の徴候
 に似たること有りとも、平生病氣の時も有ることなれば、其のみにて
 は未必懐妊なりとすべからず、もし三箇月に至り、月經止まり居て、身體
 強健になり、食氣血色共に快良なるを確なる徴候とす、その故に、他の時
 には、身體強健ならず、或は却りて益悪しくなる者なればなり、

第二章、惡阻の事、

懷妊すれば、兎角惡阻といふ病を起すものなり、其の景況、目醒めたる時に、常に變りたること無けれども、床を離るゝ時に嘔氣始まり、それより粧飾する間絶えず心惡しきなり、此の事の懷妊して直に起ることあれども、多くの二三週間の後に至りて始まり、懷妊の末の六週間また二箇月にて稀になるものなり、大抵初に難儀を覺ゆれども、終に全く愈ゆ、即懷妊の始五箇月の何程か絶えずありて、其の後胎兒の動くことの知らるゝ時分に止むものあり、

も一胃の作用を失ふこと甚しき時の、全く懷妊と別にして、其の病の所爲なること往々あり、然れば何如なる時に此の事を以て懷妊の徵候となすべきやと云ひ、余それと對へんに、懷妊より來る嘔氣、そのみにて外の病の生ずることなく、総體の模様却りて常の如くにして、食

氣等も、平日と異ならず、唯不意に氣分惡しくなり、恐びかねて、一間に退くや否や、胃中にあるものを残らず吐き出だして、忽又快くなるものなり、是眞の胃病より來りたる者との決して無きことなり、

第三章、

乳房痛及乳房の肥大その外の變化の事、

懷妊の後滿二箇月を過ぐる時、乳房の眞中ある乳頭の處微く痛み、ひき張りて色着き、氣分惡しきものなり、其の後程なく、乳房の模様著く變り、漸々大きく堅くなりて、乳頭突き出で、その根の周圍の色變りて、乳量といふものを生じ、月重るに従ひて、乳汁を分泌す、さて此の變化の生ずることと遅速あり、大小ありて、一樣ならず、或は懷妊の後直に生ずること有り、然れど、乳汁の未出でず、或は虛弱なる婦人には遅くして月重りたる後、又の出産の前に至りて、生ずること有り、

乳房の大きくありて、以前と變ること有りと、一概に懷妊の故なりと

もいひ難し、婚姻せしより来り、又ハ體の肥たるより来り、或は月經の不意に止まりたるより来ること有り、然れどそれに何程か相違なきに非ず、懷妊のため大きくなりたると、唯體の肥たるより大きくなりたるとの相違ハ乳房の堅くなりて、**壓重を覺ゆる**と、然るに在り、又懷妊のために大きくなりたると、月經の止まりたるより大きくなりたるとの相違ハ**日を經るほど益大きくなる**と、**二三日にして故の如く**にあらざるを視て知るべし、然るに、唯乳房の大きくありたることのみを以て、懷妊の證據と定め、他事に注意せざれば誤ること鮮からず、

乳頭とその根の周圍の摸様の變ることハ、正しく懷妊の證據とするに足れり、其の變狀即左の如し、懷妊の後六週間に於て、これを視れば、乳頭脹れて突き出で、その根の周圍輪取りて、その色**薔薇色**又ハ肉色の濃き處へ、**淡黄**又ハ**淡茶褐色**を帯び、その輪の中處々に**小さな**粒子を生じて、十

より十二までの數あり、其より後また六七週間過ぐれば、右の變化更に著れ、乳頭一層突き出で、脹れ、周圍の輪廣がりて、その徑一寸或ハ一寸五分に至り、皮軟くなりて、少く濕氣を含み、**綿襷**あてこれに觸れば、濕ること有り、此の時前よりいへる**粒子**の大なるもの、其の徑六厘餘より八厘餘に至れり、其の乳頭の色ハ、甚濃きものなれども、毛髮及眼中の色黒くして、皮膚の色**淡黄**なる者ハ、殊又一層暗黒色となるものなり、以上の是懷妊の確ある徵候なり、

然れど又不都合なることには、懷妊しても、其の徵候見ゆる例ありて、毛髮等の黒き者も、其の他の者も、外の様子も、唯乳頭の色變れのみにて懷妊なること有り、或ハ又乳頭の周圍輪を生ずるのみよ、**娠せざる**こと有り、然れども、**眞の乳暈**よして彼の**小さな**粒子に至りてハ、懷妊は非ざることを決して無し、

右の事件の近來殊も人の唱ふる所なれば、余も亦これに一方ならず、因りて今その確實なることを明さんが爲し、左の余近頃産院に招かれて、不圖産後三日も當る婦人の乳房を見ての周圍は生せる小粒子を指し、介抱の醫師に示すも、婦人直に話して生、妾の懷妊すること、此の物の生ずるを見て、自それと知ることを得、その故の懷妊すれば、十日又は十五日より必これを生し、出産して後乳汁出づるも從ひて、漸々消ゆればありといひき、昨年中、余五度疑はしき懷妊を手掛けたり、其の中二人の強懷妊とも定め難き種々の様子あれども、眞の乳暈分明に生じたれば、余の鑑定必違ひざるべしと思ひ、果して月満ちて出産したり、他の二人の自分より請ひて産院に入り、施濟事務官の添書を携へて、余に介抱を求め、者よて、其の書面より、當人の言に據りて、何時頃の當り月と認めあれども、

余の二三の徵候とすべき件を問ひ質し、先懷妊もあらざるならんと疑ひ、それより仔細に取り調べて、終に乳房を視るも、乳暈見ぬれば、再その徵候如何にと勘考し、さて疑ふ所なく懷妊もあらずと斷めたり、此の時も一眞の乳暈に似たるもの見わたらん、余の疑猶決せざり、ならん、又他の一人、全く懷妊したるが、眞の乳暈あらはれざりければ、醫師の心得居る徵候のみ據りて判斷したり、然れば、外の徵候悉皆ありて、乳暈のみ無きを見て、懷妊も非ずとも定め難けれど、乳暈あるも必懷妊なり、乳汁の出づること、多く懷妊の後八九月に至りてあるものなれば、一の徵候として宜しきことあれど、世間よこれを疑ひなき懷妊の證據なりと思ふ者多ければ、それを憂ふるの餘り、茲に聊意見を述べん、抑乳汁の出づること、強懷妊の證據とすべきに非ず、全く別の故よりして斯、

の如きこと有るは、古今その例少からず、因りて數件を下し擧げん、
 ベルロク氏語りて曰く、幼き下女ありて、斷乳せし小兒を預り、これを懷
 きて寝たりしに、兒の叫びて我眠を妨ぐるを厭ふより、不圖思ひ付きて、
 己の乳を啣ませ、其の喧躁を慰めたりしが、頓て程なく乳汁出で來りて、
 遂に十分に兒を養ふことを得るに至れりと、

シオーシ、センプル氏も亦曰く「ブレワード」といふもの、妻、今年四十九
 歳なるが、十二歳なる者を季にして子九人あり、一年前にその婦始めて
 兒を生み、凡半月程にして死去せしに因り、己其の孫兒を養育せり、然る
 にその兒殊に怯弱にして、寢寐に啼き號びければ、これを慰めんが爲に、
 己の乳房をあてがひ置きたりしに、三十時乃至三十六時過ぐる及び
 て、氣分變り、乳房烈しく痛みて、甚大きくあり、頓て驚くべきほど多く乳
 汁の出で來りしこと、恰彙時子を生みたる後の如くなりし、其養ふ所の

子の今年尙一歳なれども、甚綺麗にして且健なる女子なり、二三日以前、
 余目前より此の女子の二十年前その父の飲みたる乳房を取りつきて、一
 心に飲み居れるを見たり、

右の事件など因りて考ふれば、懷妊せざる婦人よりも乳汁の生する
 こと有るの固疑なし、況や左に説く如く男の乳房より乳汁の出でたる
 一の奇異なる例あるをや、此の事の艦長「ランクリン」氏の極海記行よ
 り抜きて誌すものあり、

一人の少き「チベ」人、「チベ」人ハ、北亞米、あり海狸を掘り取らんが爲
 ん、その黨と分れて、獨妻とのみ住みたりしが、其の妻初めて懷妊して、
 出産の時殊の外艱み、男の兒を生み落したる後、三日目に死せり、良人
 の一方あらぬ痛哭の餘り、決して繼室をば娶らんと誓ひし程なれど、
 亦その残れる小兒に恙なからしめんと心配するより、少くその悲

を忘れたり、さて兒の生命を保護せんが爲に、他人の笑をも顧みずして、自乳母の職を行ひ、先兒を軟き苦に包み、鹿醬を飲ませ、又その泣き號ぶを慰めんとて、己の乳房をその口に充行ひつゝ、神明の助を祈るの外、他事なかりしが、斯く男ながらも、一心に兒を思ふの情貫きてか、實にその乳房より乳汁の出来ることゝなりたれば、これを以て兒を養ひ遂ぐることを得、その成長するに隨ひて、獵業を教へ、終にその丈夫となるに及びて、これが爲に、同じ「チペエ」の族の中より婦を娶り、己の年老ゆるまで、向の誓を守り、獨身よて暮らし、孫どもを養成することを無上の樂とせり、然るを婦のこれを諷めて、是丈夫の業ならずと止むること屢なれど、毎に「吾向は神に誓ひて、兒の一命を救ひたまはば、決して他の人々の様に傲慢無禮なることあるまじ」と言ひしこと有る故に、此くの如くするをよしとするあり」と答へしとぞ、右の語を

せし、同行の一人なる「シンケル」といふ者なるが、語り了りて又云ひける、余數此の人物を見たり、今の早年老いたれど、其の左の乳房の嘗て兒を乳養ひし時は成れる形を存めて、甚大さかりしと、男の乳房とても、乳汁を蓄へ、又これを兒に與へ得べき構造なること、婦人と異なる者に非ず、故に余の右の語もありしことを實に然りしならんと思ひて、少しも疑ひざるあり、

第四章、覺動の事、

此は他の徴候の心得置くべき者尙一あり、即覺動といふ者是なり、覺動といふ母の始めて兒の胎内よて動くを覺ゆることをいふ、斯く兒の始めて動く時の感覺の、恰鳥の胎内よて鼓翼するかと思ふ様にして、其の不意よ來るの餘り、驚きて氣絶し、又の子宮衝逆の病起ること往々あり、其の動き初に、一兩日過ぎて又起り、その後兒の動くこと十分よ知るゝま

での、度數漸々増して、更烈くなる者なり、
 覺動の來る時限の、甚不定にして、世人多く、四箇月半目來るといへども、然にわらず、人因りて違ふこと云ふまでも無し、又同じ人よても、懷妊の度ごとに違ふこと、左の例に依りて知るべし、
 エフ氏の妻、初度の懷妊より、四箇月半目覺動來り、其の次より十四週よして來り、今度も亦十四週よして來れり、
 ビー氏の妻、七子ありて、其の覺動毎三箇月目來れり、
 エム、エム氏の妻、數度懷妊したれども、六箇月前來ること罕よし、
 て、其の最遅き八箇月後ありし、
 左の表に記し、七十人の覺動の來りたる時限よして、その順は、余の手牒に記したる遅きと速きとに依りて立てたるものなり、これを視ば、余の前記述べたる意見の誤ならざることを知るに足らん、但その中何

箇月とのみあるは、都合よよりて、畧したるものあれば、其の二三日前後を正當の時限と心得べし、又當人の確とその時を覺せず、少しにても疑ひしきもの、皆省きて載せず、此の表を見て、覺動の來る、多く十二週より十六週に至るまでの間ありて、其の前後に出づるもの、少きを知るべし、且又四箇月半より六箇月の終までの間にあるもの、五分の一より多き割合にして、三箇月前にあるものは、甚罕あり、

覺 動 表	
時 限	數 但七十人ノ内
三月目	九

三月半目	十一
四月目	二十一
四月半目	十六
五月目	八
五月半目	一
六月目	四

母の覺動も少しも心づかずとも、懷妊に相違なきこと有り、是甚罕あることなれども、然る事往々書物に見たり、余も亦現る此くの如き婦人ありて健なる兒を生みたるを見たり、今覺動を以て懷妊の徴と思ふより、如何にして宜しきかと問ふものあらば、余答へて曰、前度の懷妊の時もこれを覺れたらば、今度覺ゆる

時よも、必其の徴ありと心得て誤ること無かるべし、若し又今度初よて様子知りがたければ如何とせん、余又答へて云、ん、動くこと間斷なくして、漸々又烈しくなり、終つて胎兒の動くこと明し知るゝ、至れば、全く懷妊も疑き、是の懷妊の徴候多き中より僅く四種を抜き出だし示したるものなり、他の産科醫師の婦人病ありて儘に懷妊あるか否や、知れ難き時の爲し、心得置くべきことよして、その其の輩からで、確と認め得ること能はざるものあれば、今余此の四種の徴候をばなるたけ簡にして明ある様を記したる所なり、その故に、婦人篤とこれを心得ること大切なるゆゑ、懇に示し置かんと思へばなり、且此の事の實は懷妊の證據となること、及びこれなくとも懷妊なることあり、又これありても懷妊ならざることあるの緣由を述べて、彼の衆人の惑を解かんと爲せり、世間の婦

人少一の勞を憚らざして、此の書に記し、所を讀まば、懷妊の際無益の心配を免るゝの助たらんこと疑なし、

第三篇、

懷妊中の病及其の防ぎかたと治しかたの事、

懷妊中不意に起る病のことよつきて、大畧を記すものよして素より教育法善き婦女の心得ねきて、必要の時に用ゐる手段のみを説かんと余の願なり然るをその上にも醫師に問はざれば、解し得がたき煩密なることを縷々と語るに、益あぐりて却りて害あらん、人身の中よて、胃の外に子宮は、女性の全體の利害を關へること大なるものなり、故に懷妊せし時、子宮より直接又の間接に體の諸部は、多少の感動を催すものあり、勿論その性質の強弱に依りて、懷妊の身を害することあり、又害せざることもあり、或は懷妊せるが爲に、平日よりも一層健康になることあり、故に平生怯弱多病ある少女よて、其の婚嫁するを覺束なしと思ひしものも、懷妊の爲に案外健康となりたる例少か

ら老、又然なくして、至苦き病の生るること、時としてこれあり、是皆懷
妊中の病なり、即左に擧ぐるが如し、

第一章、惡阻の事、

嘔吐の懷妊中通常多き病にして、甚耐へがたきものなり、取り分け、懷妊
の始に起るもの、甚苦しく、覺動の催す頃まで續き、その時に至りて、自
然に止み、或は懷妊の末まで起らざるもの、其の時に、至りて起り、出産
の後始めて止むものあり、

懷妊の初月、起る者、是全く懷妊の初、子宮の刺衝に交感して起るも
のなり、其證據より、懷妊の後程過ぎて、胃もまた自これに慣る、時の、此
病漸々減下て、他日復害を爲すこと罕あり、又かく受胎の後、直に起り
ても不測、又朝始めて起さるまでの起ると罕なる者を、英語にて「モ
ーチング、セキチス」の義と稱ふ、其の様子を委しく説けば、當人の心地少

しも變りなく、目醒めて、鼻より出で、頓て粧飾をする時に、始めて嘔氣を
催し、朝の膳に向ひても食氣なく、も強ひて、何か食へば、閉室に退きて、
その食ひたるものを吐き、又何も食ひざる時の、只色澄みて薄き水のみ
を吐き、嘔吐ますく、烈きに至りて、或は膽汁を交へて吐くとあり、
かくの如くして、三四時間過ぐる後の、心地故の如くなりて、午餐を食ふ
に、差支なく、その味常に異らざる者なり、
消化機能常度を失ひ、ずして起る者、膽汁を吐かずして、食物などばか
り吐くは、是全く胃の刺衝より來るものにして、消化機能常度を失ひた
るより來るに、あら老、此の刺衝を制する方法の、壓緊布を用ゐるに如
くいなし、

壓緊布の二重なる一條の帶として、臥榻布又茶褐色の阿蘭陀布よ
て作り、抹紙膠を塗りたる布にて裡を着け、その中央ある幅の極廣き

處を八寸より九寸までとし、それより兩端に至る程、漸々狭くし、其の上に幅廣ある綦を縫ひつけられ、帶る時、これを腹に巻きつけて、一方の端の口を開けて、他の一方の端を挿入し、綦を以て確と縛りつけ、又横に三條の紐を通り、冷水に漬したる麻布を程よく絞り、それを五六は褶みて、其の間に挟むなり、これ二時ほど、又これをよりも繁く度々絞り替へて、その乾きて暖にすることを防ぐべし、此く冷水を漬し、麻布を冷帯と云ふ、これを帶ぶるは、胸骨の下の端より臍の下一寸半の處まで、至らしめ、外氣の入らざる程、緊く締むるなり、

此の帶を朝起る一時半前、帯び、二三時ごとく水にて絞り替へ、午餐後至りて、取捨つべし、但浴をする間の取り置くべし、病烈しき時、午餐後一時過ぎて、再帯び、終日解くべからず、此の手段、無造作より、頗効能

おれども、若その効なき時には、左の水薬を、數日の間、一日に二度づゝ、服して宜し、

麻 偏 溼 失 亞、 十五 式、

格 綸 僕 丁 幾、 一 汚、

蒸 餾 薄 荷 水、 一 汚 半、

然れども、時に依りて、薬を求むることむづかきことあらば、其の時、加密列浸を、臺着きの大水呑にて一盃飲むべし、其の法、加密列二汚を、六汚の湯に浸し、軽く蓋をいたる器の中に置くこと十分時間にして、濾してこれを用ゐるなり、或は又白湯にても宜し、何れにても、嘔氣を催したる時、直に飲めば、忽吐きて胃を落ちつけ、それが爲、惡阻の苦を減ずるあり、但その病の起る一時乃至半時前に、時々加密列浸を飲む、益あるものにして、余嘗て痛く惡阻に艱める一の婦人、勸めしに、甚効能あり

りき、其の婦人の病の烈しきこと、水液と共に血を吐くほどにして、數日間緩解すべき景狀あり、種々手を盡したるに効なかりしが、余の言に従ひ、加密封浸を用ゐたれば、一週間を出でざる中、功ありなり、或は酸敗液を覺ゆること往々あり、其の時に麻屈涅失亞十五氏乃至二十氏を酒盃一杯の牛乳に和して飲むべし、然るく、曹達水を臺着きの小き水呑に一盃飲むべし、然れど、曹達水を餘り長く飲めば害になる故用ゐかたを慎むべし、又或は曹達或はその他の亞爾加里類にて、これを制むること能はざる時あり、そのをり、此等を含きて酸類を用ゐ先枸櫞水を用ゐ、枸櫞汁を食じにて一盃飲むを宜しとす、腸の景狀如何といふことども注意せず、あるべからず、此の枸櫞水か又の枸櫞汁を用ゐたる上、瀉利鹽或は「チエルトンハム」鹽の小服を、一服づゝ隔日に飲めば、著き効能あらん、

此の如き時に、食事の一條も、粗畧も心得ること勿れ、最その事を下々に委細に説き示さん故に、此に先その畧を述べし、食物の量の、胃の消化力の少く減するの度に隨ひて節へ、もその病強くして耐へがたき時、朝起きてより、數時間少くも物を食はざるを宜しとす、若二三時間の後に、口乾かば、肉湯を少くか、又の薄き牛肉茶湯煎にて煮出たる汁を飲みて、これを濕し、五六時間のその他のものを食ふべからず、此くの如くすれば、種々の手段を用ゐて、効なかりし者も治せんこと疑なし、

消化機能常度を失ひて起る者、胃の刺衝も、消化機能の常度を失ひたるより生ぜしもの、其の時に吐物と共に膽汁出て、舌に苔を生じ、腸の作用常と變りて、痙攣を起し、又罕より「セツキヘドアケ」頭痛の一種といふ者を生じ、此の諸症を治せんには、先腸を悉く掃除し、胃の刺衝を和

ぐる薬を用ゐ、次に腸胃を強壯にせる薬を服せしむべし、然れど、左に述ぶる手段の、只尋常の病症にのみ用ゐるあり、茲もこれを述ぶるの、斯くの如き容體のみならば、故々醫師に相談するも及ばず、又これを治する手段を示し置くの示し置かぬに勝ると思へばなり、もその病症重ければ、速に醫師の助を乞ふべきの言ふまでも無し、腸を治せんとするに、先、旃那浸と瀉利鹽の合劑にて、世に「黒水」と稱ふる水薬は、非沃斯丁幾一汚を加へて服すれば、速に効ありて、程よく疎利し、腸和らぎ、舌の苔剝げん、次に胃の刺衝を緩めんには、前も述べたる如く、曹達の沸騰水麻屈涅失亞、又の加密列浸を用ゐて、これと兼ねて清潔なる蘆薈の越幾斯二三式と、非沃斯越幾斯二三式を、一週に二三度用ゐれば、舌の苔剝げて、腸の調ひんこと疑なし、

それより少し程過ぎて、病の治る頃、強壯劑を用ゐ、即左の合劑の四分一を、一日に三度服すること、腸胃を健にせるも最良き法なり、

硫酸規尼涅 六式、

稀硫酸 半汚、

格倫僕浸 五汚半、

單純舍利別 半汚、

甚頑固なる者、病症頑固なるもの、時として右も示したる薬方も効あくて、物を食ひたる時の勿論、食ひざる時も亦吐きて、終りの刺衝甚強きを、胃の續きてこれ又堪へんとし、烈しき作用を爲そが爲、流産の掛念ある徴候顯るゝに至ることあり、此くの如き時の、常は胃窩の痛く緊縮するやうな覺えて、病の起るごとく、増々追々ありゆく状あり、これを治せんとするに、未流産の徴候あらざる時の、水蛭を九箇乃至十二箇

胃部に施し、その痕も柔なる爛麻布の能く阿片丁幾に浸したるを屢取り換へて貼すれば、必効あるべし、然れど若腰腎に痛を覺て、その烈さど度數漸々に増し、終に少しく壓迫せらるゝやうならば、必醫師に相談せずあるべからざり、其の故に、此くの如き場合に、腕より少く血を取り椅子の上の褥に休息することなど、醫師の指圖に非ざれば、出來難き必要の手段種々あればなり、故に醫師を招きて、その指圖に従ひ、自身能くこれを行ひ、その効あらんこと疑なし、

懷妊の末期に起る者、是子宮廣がりて、胃及その近傍の部分に壓迫を以て、常に初期に起る病と同トからず、只胃の刺衝より出づるを云ふ、是懷妊の後、六七箇月乃至八箇月に至り起るものにして、以前に、全く無かりしも、此の時に、甚憂ふべき狀の嘔吐を起す者なり、然る時に

速に適當の醫術を施さざれば、ある可からず、も一捨て置きて、嘔吐強くなる時の、未熟の出産をなすの恐あり、これを治せんとするより、少く血を取り斷じ、褥つきの椅子に倚り居り、チエルトンハム鹽、或は瀉利鹽を小服にして用ゐ、腸を整へ、阿片越幾斯一式を服して、夜中胃より起せる刺衝を防ぎ、阿片丁幾に漬したる布のきれを、斷じ、胃窩に貼し、れくべし、

懷妊してより起りたる病に、如何ある症にても、食物の淡薄柔軟にして、滋養分多きものを、適宜の分量に用ゐ、一日に三食又は四食とすべし、軟に煮も、炙りもしたる肉、または鶏、獵獸及牛羊の炙肉など、滋養多くして消化易きものなり、醬くして純粹麵包の炙らぬもの、ケピテーシスビスキト一種の乾煎馬鈴薯、熟飯等の魚肉と共に午餐に供して可なり、ポルトワイソ、葡萄酒にて造りたる紫黑色の葡萄を湯に和して、食後に一

杯飲めば大に益あり、朝起きて、珈琲の中に茶褐色の麵包と「チャマイカ」砂糖を和して飲めば、腸の作用をして強健からしむる効あり、但體の強に準じて、疲れざるやうに心掛けて、定度散歩をなせば、其の効能を助くるのみならず、兼ねて全體の健康を得るの益多し、故に勉めて體を疲むことを避けて、靜に適宜の散歩をなすべし、もしその人強壯ならば、朝餐後午餐前に、見舞いよき馬車又ハ馬に乗りて身を動すべし、然りとて、返りて、返りて、返りて、午餐を厭ふ程に至らざるやうに、注意せんことを肝要とす。

第二章、嘔噎の事、

嘔噎ハ常に起りがちなる惱ましき病にして、早くも受胎に引き續きて萌すもの多けれど、或ハ四月まで起らず、罕にハ又少しも起らざることもあり、是原胃中に生じたる酸敗液の咽に上らんとするより起るものに

して、其の起れる時の心覺に由り、英語に「ヒートブアン」と名く「ヒート」とハ心をいひ、「ブアン」とハ燒くるといふ義なり、

世人これを治せんが爲、平常用ゐる所の藥諸種あり、曹達水、麻、亞、精製白堊、及石灰水、牛乳を等分よししたるもの、乃至「カラ」「永」

して、聊病を減ずることあれども、多くの其の効を見ず、極善き藥ハ、芳香、礮砂精一茶匙、乃至水料麻、偏捏失亞一食匙を、龍腦合劑一酒盃に和して、一日に、二度又ハ三度飲むなり、もし病甚強ければ、一日ハ三回づつ四五

日左の藥を服すべし、麻、偏捏失亞、十五式、礮砂華溶液、十五式、蒸餾薄荷水及蒸餾水、各半酒盃、

壓緊布は嘔噎の患を除くの効能あり、晝夜共に帯び居るべし、且腸を

バ務めて整ふやうな一、食物の別して嚴しく漸を養ふべし、

第三章、便秘の事、

便秘の、懷妊中にて普通の病ながら極めて心配すべきものにして、幾分か活動力の益一、より來れる所あり、活動力との子宮中よ生ずる力をいふ、幾分か子宮大きく廣がりて、直に腸を壓迫け、其作用を弱らゝむるより來れる病なり、さてこの便秘の、惡一き病の基となること多ければ、嚴密に注意して、これを防がすべからず、其の故は、第一、前よ説きたる如く、懷妊といふもの、兎角便秘を生ト易ければなり、第二、豫これを防ぐの易ければ、若數日の間床よ就き、既に硬き便の下腸よ蓄積りて後の治一難ければ、第三、便のかく蓄積るが爲、腸よ熱を生トて、懷妊の始よ流産に及ばしむることあれば、第四、腸に此くの如き多分の填塞物ありて、出産よ及ぶときは、其の患一方ならず

ればなり、も一かゝる填塞物なき時は、早く平安よ出産すべきを、此が爲に手間取れて、艱み苦一むのみならず、産後四十時間乃至四十八時間程よ、難義なる病を引き起すことあるべし、因りて、出産恙なく、順當よ脱暮せんことを欲せば、懷妊中よ能く食制をなして、腸の常度を失はざるやう、大切に心掛くるよ如くは、な一、

此の便秘病の起る前の徴候をいへば、健なる時よりも、廁に往くこと少く、平生より大便硬きものなり、も一これに氣を付けずして、數日乃至一週程もそのまゝ、にな一置けば、頭痛起りて、舌に苔を生ト、腹次第よ脹れて、引き變るに至り、漸下腸の壓迫せらるゝことを覺て、苦痛甚しく、淡き水の如き大便通ト、度重あるに隨ひて、終よ腸の再開通のみならず、又緩放よ至らんとす、此の時よ及びて、白聖の合劑を用ゐれども、この緩放なるの、腸よ硬き糞塊を排出すること能はずして、却りて、これよ壓迫

せられ、その裡膜の分泌機増（分泌機増）をよむて生ずるものなれば、決して効あること無し、元來白堊の合劑の緩放の起る原因ある刺衝（刺衝）を除き去るものなれども、其の病の去らず、遂に尋常なる秘結（秘結）ならせしめて、甚しき閉結（閉結）とあり、硬き糞塊の壓迫よりて、下腸と子宮とを刺衝し、これが爲右に歴述（歴述）したる如き、恐るべきの患害を生ずるなり、

余嘗てある婦人の頼を受けて、其の容體を檢せしに、當人の全く腸の緩放にありたるなりと思ひしかども、然に非ずして、右に説けるが如き有様より起りたるに相違なしと見定めたるを許多（許多）もあり、故にくれども、此の様なる結果に至らざる内に用心すべきの、勿論にして、懷妊中も間斷なく、その手當を施せば、始終腸整ひ、身體平安にして、常々憂なかるべし、

腸を調ふる手當、前 第一 篇 又 説き勸めたる慎かたよ續きて、今此にそ

前 第一 篇 又 説き勸めたる慎かたよ續きて、今此にそ

の目的を遂ぐべき手當を教へんとす、是極て肝要なるものにして、所謂豫防（豫防）の療治より容易なりとの意なり、例へば、腸も今日遲鈍（遲鈍）になりて、平生の如く自由ならざるも、尙藥用その他の工夫にて調へず、明日に至るとも秘結の治るべきに非ざること明なり、然ればこれを治るに何如なる法あるかといふも、第一に、試みに壓緊布（壓緊布）を用ゐるなり、是藥用よ代りて良好なる効能を顯すこと間多し、日間秘結する時の、宵のはどより帯び居りて、適宜に體を動せば、明くる朝、れはかた其の効あるべきなり、若又其の効なき時の、朝起きがけと正午と、十分時間坐浴（坐浴）をべし、その度の、夏の通常を用ゐ、冬の六十度乃至六十五度を用ゐよ、浴より出づるその前に、二三分時間下腹を浸して、後に冷水を一杯飲むを宜しとす、但朝浴の後、四半時間は運動し、午浴の前後も同じく運動すべきあり、又起きがけより、壓緊布を帯びて、午餐に至り、屢水（屢水）を冷して帯び

換ふるを宜しとす、
 かくして後もその効みき時の、朝浴の代に、血温けつおん九十六度の「グルール」グルール煎せん麥ばくを
 したる、又ハ大麥水十二汚オンスにて灌腸すべきあり、
 此等の手當を行へば、多くの効なきこと無けれど、も一此これにても治らぬ
 時の、左の手段を施すべし、
 「ペンニー」英國の小さき銅錢の名、四枚の上に乗るだけの分量ある硫黄乳硫黄乳を、朝登の
 前に舌に載せて、水吞一盃の水よて洗ひ落すこと、體に因りてハ大ニ驗
 ありて、自然の治癒かほりとその効を同トくする者なり、若又體又因りて、胃の
 嘔氣を催さる人あらば、大食ヒ一盃の蓖麻子油蓖麻子油を用ゐ、又ハ酒盃一盃
 の「ボーム、ド、ウイ」藥の名を夜中に飲むべし、明くる朝も尙用ゐるに堪ふべ
 きハ、更ニ用ゐて宜しきなり、
 左の丸藥ハ、苦痛なくして頗効能あるものなれば、常に寢室ねまに貯へ置け

ハ、何時にても、急の用に適あひ至極便利なるべし、

格碌荳篤越幾斯 四十氏ゲレン

非沃斯越幾斯 二十氏

右の二味を混ませ固かためて、十二粒の丸藥とし、晝間十分ひるに大便通せざり
 し時よハ、夜中よる寢る前まニ二三粒飲むべきなり、

又晝間少しも通せざる時の、右に述べたる藥方を用ゐる外に、灌腸くわんちやうする
 を肝要とす、も一然らずして、只藥ばかりを用ゐる時の、甚しく腸を感動かんどう
 し、又ハ刺衝しやうせしむるほどの多量を用ゐるにあらざれば、其の効能覺束かくさつ
 なし、されバ、必湯又ハ「グルール」にて灌腸し、其のうへに輕き下劑を用ゐ
 れバ、驗あらんこと疑ふ、然るに、世間の婦人に、灌腸を嫌ふもの甚多し、
 是ハ大にわしき事にして、其の例ハ、余の現在知れる婦人屢下劑を用ゐ
 しが、その度たびごとに効力薄うすきゆゑ、漸々分量を殖ふかやして、服したれば、そが

爲に、斷せず、甚しく刺衝を起して、下腸の病を生ず、遂に一命を失ふに至れり、是誠おそに懼るべきとならずや、此の故に若腸の一兩日秘結する時、朝灌腸すれば、灌腸せざる時に用ゐる分量より少き薬にて、其の効能の薬ばかりを用ゐるより遙はるく勝ることあり、又ある婦人の、懷妊の末幾週か、二日置又三日置に此の手段のみを用ゐたり、に實は都合善く、他の薬を一切服せずして腸調ひたり、その婦人の如き、灌腸せずして他の方法のみを用ゐたらば、定めて治し難きに至り、ならん、今此の章の終に、余又切に告げんとすることあり、も腸數日間秘結して、遂に下利を起す時、是自然の通下にあらず、糞穢たいの下腸に填塞つまるせるより來れる刺衝の所爲ゆゑあれば、速に療治の手當を施さずはあるべからずと思ふべし、然なければ、右に述べたる諸種の病を生ずるに至らん、

第四章、下利くだり

懷妊中に、前に説きたる心地と反對はんたいなるを覺ゆることあり、即秘結の爲に下利を催すあり、然れど、大抵、秘結などの因由ゆゑより來るにあらず、て、子宮の刺衝を腸に及ぼし、その蠕動じゆうどう機烈きりつしく増して、それより下利を生ずるなり、抑下利の病たる、人々に從ひて、異なるものあれば、その類の唯二種のみ、

〔甲〕大便の通下かた平生よりも緩ゆるきのみにて、其の外ほかに異りたること無く、舌淨潔きんけつにして、食氣常の如し、此時に、薬を用ゐせして、食物に注意すれば、治せんこと疑なし、

〔乙〕大便水瀉すいしゃし、色黒くして、甚苦痛を覺ゆ、呼吸こそく苦しく、舌に苔を生じ、物の味悪くして、食氣なく、多少消化機能じやうかの常度を失ふ是なり、此の時には、第一に、左の水薬を三四時間ごとく用ゐて宜し、

大黃だいじやう 八式はつしき

吐根 一匹、
蒔蘿水 一汚

若舌の苔去り、大便少く常の如くよなりたらば、葛斯加栗刺、橙皮、健質、
亞那などの越幾斯を、一日三回一酒盃づゝ飲むべし、下利の長く續く
時、ハ、體を「フラチル」に包み暖にあり置くを好む、その方法ハ、「フラチ
ル」の帶地を、柔に下肚の周より巻くべし、

右甲乙の二症何の薬を用ゐる時も、極大切に心掛くべき一の手段あり、
是他の事にあらざ、即食物を慎むことより、先、その分量ハ、適宜を尙び、
物品ハ、淡泊にして、成るべきだけハ消化したる後に、腸内に糞滓を存す
こと少きものを撰ぶべし、

もし卒に下利を催さば、初日には、麥水又ハ水にて製したる藕粉などの
如き刺衝性なきものを入れたる、穩和の飲料を用ゐてよし、その翌日乃

至翌々日の中に、飲料の量を増すも亦わしからずして、西穀米及粥を
加ふべし、三日目四日目に至りて、刺衝少しく止まば、肉醬を用ゐるハ、害
なけれども、病の全く治し、又ハ大概に癒ゆるまでの、すべて硬き食物を
禁じ、肉食も亦剛きものハ極めて少きをよしとす、その全く治し、又ハ大
概に癒ゆるに至りてハ、極めて淡泊なる肉食を少く用ゐ、先、雞肉の能く
熟したるを、米に和して食ひ、牛肉、羊肉等の後日の爲に忌むを可とす、
時により、下利の永く續く時の、乾燥物を食ふを最善しとす、多水物の兎
角病を續かすの患あるに似たり、米を熟煮て、僅に濡潤るだけに肉醬
を和したるものハ、かゝる時に、最善き食物なり、

第五章、心臟の動悸の事、

是皆人の知る所にして、普通なることなれば、別に記すにも及ばざれど、
聊茲にこれを述べん、懷妊して後に、初めて生ずる動悸ハ、心臟病より起

ること罕なり、故に假令氣分に障ることありとも、強に害なきものと思ひて宜し、時として、これと共に、鬚の内部或は下腹に動悸を起すことあり、其の時の當人は實に心臓の動悸なりと思ひ違ふこと往々にしてあり、

然れども、もし心臓の動悸なれば、一日の内に數々起り、殊に食後またの夜中寢立てに多く起るなり、その他、何時に限らず、少くとも心の激する時に來ると知るべし、

治療法、その起るに隨ひて、手の能く耐へらるゝ程の熱度の湯は肘まで突き込み、又傍人をして、手を暖めて、足を摩擦せしめ、然る後に休息して左の水薬を飲むべし、

- 複方礮砂精 一茶匙、
- 龍腦合劑 一酒杯、

かくすること一時間の内は再度するを宜しとす、但此の薬一壺を寢室に貯へ置くべし、然すれば、始終手許にありて、急の用にあはざるの憂なし、夜中に、別けて此の備をなし置くこと肝要にして、夜分に起る動悸は、一層苦痛あるものあるを、此の薬に依りて、一時凌ぐことあり、或は時として、當人何か恐ろしき夢を驚かされて、忽然目覺むれば、心臓も動悸を起して、呼吸短促し、房帳を開けよ、窓戸を排けといひて、我が身殆死なんと思ふやうなること有るべし、然る時の、良人又はその他の人必大に驚き惶て、途方又暮れ、そこに有り合せたる酒なり、燒酒なりを飲ましめんとせん、然れども、是は原より驚く及ばざることなれば、當人も然心得居りて、成るたけ氣を鎮め、次章に述ぶる昏胃を治するの手段を用ゐて好し、然すれば、程なく動悸止みて、再安眠するに至ることを得べし、

豫防法、これを豫防せんとするもの、十日乃至半月の間左の煉薬を一

茶七づ、日々三四回服すべし、

炭酸鹽鉄 一汚半、

姜舍利別 一汚半、

右煉合せたるもの、

腸を注意して調ふやうになさんとする良法の「ボーム、ド、ウイ」を一酒杯飲むよ如くのなし、其の禁すべきこと、はねかり勞力よして、常よ心の鎮まることを專一とすべし、

第六章、昏胃、

昏胃こんびの、懷妊中何時に限らずあることなれど、別けて覺動かくどうの時に多く起るものなり、その起る時刻、罕しばしば又熟睡じやくすいし居る時なれども、大抵おほむねの非常ひじょうよ勞力はねかりをなし、熱氣あつき及惡氣あせきに觸れ、又また不意ふいに驚く時などにあり、昏胃こんびして居る時間、不定にして、或は短くして物事を殘らざ覺ゆる居り、間もな

く故に復することあり、或は然らざして全く昏胃し、一時乃至一時餘もそのせよ、よて居ることあり、

治療法、先體を横に臥さしめ、香水乃至冷水を顔に灌ぎ、十分に空氣に觸れしめて、適宜に強神藥を飲ましむべし、此くしても、猶故に復せざる時、當人の手を暖め置き、傍人の暖なる手にて、足を摩擦まさつさすべし、但此の病ある者の、勞力せず、雜遝ざつたつする處及熱き家などに居らず、又長途疾歩ながあそび及心を煩わづらすことを避くべき、云ふまでもなく、腸のよく調ふやうに注意して、毎朝格倫僕コロンボ又ハ葛斯加栗刺カスガクリの浸劑を、一酒杯づ、飲みて、體を健康にすれば、數週間よして昏胃全く止むべし、

第七章、痔、

懷妊せる時よ、兎角痔を病むものよして、是便秘下利等より來れるる、就中便秘より起るを多しとす、其の輕きもの、腸の健になるに従ひ

て、直に治すれども、重きものに至りては、これが爲よ、大に苦惱を催すことあり、痔の起りは、懷妊の始よ擴がりたる子宮の抑壓より來れること有り、然れど、此の症は、頓て覺動の頃に至りて、子宮の下腹に上る時、その抑壓止むが爲に自然よ治するものあり、

孕婦の痔を病むは、その狀に二類あり、

- 第一、腸の内又の外に生せし幾個かの小き腫物にして、その發したる後早く潰れて血出づるよ非ざれば、直に固く結塊となれるものなり、第二、只腸の外よのみ生ずる一個の腫物として、周圍大きく、これを細に分けて看れば、顆粒狀なれども、合せて看る時、海綿の如く色づきて、外面より時々血出づるものなり、

痔の起因種々ある中に、便秘より來るもの最多きこと、その初先腸の中に糞類滯りて、堅くなり、大に腸を刺衝するに由り、その部分に血液溜

り、血管次第に廣がりて、終に痔を發するなり、懷妊すれば、他の時よりも便秘すること多きを以て、平日より、此の病起り易きものと知り、常に便秘せざるやう、專一に心掛くべし、

此の病は、至りて解り易くして、その狀は、下腸熱く壓重を覺て、填塞せらるゝ心地し、只管下腸と膀胱の和緩ならんことを欲するものにして、一時血出づれば、それにて、當分苦痛を忘るゝなり、

若又痔の下腸の外に出づるものあるは、體中の不斷動く處また、突き出でたる所の、これに觸る爲に刺衝せられて、痛むのみならず、大便の通ずる時よも、亦困難あること一方ならず、況て馬車に乗り、運動などする時に、その苦痛一層烈しく、刺衝せらるゝこと甚しきによりて、熱氣を持ち、その處腫脹して、紅色又ハ紫色となるに及べば、その痛最耐へがたし、

懷妊中に起る時の、その手當の仕方二重にして、一、全身のために施し、
 一、局處の爲に施すあり、先勉めて大小腸の作用を快活にする方法を
 用ゐて、その根原を絶ち、緩下劑の下腸を刺衝せることなく、穩よして効
 能あるものを撰び用ゐて好し、是第一、草麻子油を一食ヒづ、度々飲
 むべし、これに亞ぐ者の、旃那硫黃麻偲捏失亞を合せたる緩下劑に如く
 ものな、即左の分量の如く製し、最初には、一日、二回後段ヒ一杯餘服
 すべし、

旃那 二匁

硫黃華 一匁

炭酸麻偲捏失亞 二匁半

此の藥を服するの外、暖き粥汁又冷水六汚を以て瀉腸すれば、多分の益を得ることあるべし、勿論その器械の硬骨又象牙にて製らす謹

謨にて製りたるものを用ゐて、患處は抵觸らぬやうにすべし、但藥を用
 ゐる毎、便秘の度を計り、夜半に及びて、その藥の利くやうに服せるこ
 とを肝要とす、その故、朝利くやうにすれば、終日家事に奔走るを
 りから、腸の刺衝を催すことありて、頗難儀あることあらんを、夜半に利
 くやうにすれば、平臥して休息する時ゆゑ、格別なる刺衝の憂なくして、
 都合宜しかるべければなり、
 直よ患處は手當せるが爲に、病全く治し、又軽く減する効多けれども、
 患處の腫れて、其の痛堪へがたき時、先、水蛭を六個より十二個まで
 患處の側旁近くへ施し、洗藥を以て、患處を洗ひて後に、麩麩の水巴布を
 貼て、三時間ごとに取り換ふべし、此の數品を用ゐれば、病大抵に愈はん
 こと疑あし、かくて其の發熱せし所の冷ゆるを待ちて、朝晩患處とその
 周圍とよ左の軟膏を貼くべし、

五倍子粉 二匁

龍腦 半匁

家猪脂 二匁

右煉合せたるもの、

又方、

藜蘆根 一匁

家猪脂 半匁

右煉合せたるもの、

此の又方の用ゐて後一時苦痛を覺ゆることあれども終ゝの効あるべきなり、食物の分量少く品質和柔にして成るべきたけの消化して後に糞滓となりて腸を通過すること少きものを食ふべし、且懷妊中に痔起りし時、その自然に癒はんことを頼にして、確としたる

手當をなさざるは甚悪しきことなり、必速に醫師と相談して、十分の療治を請ふべし、然るを憚りに含羞して蔽匿し、遂に非常の病患を招くに至るは、婦人の職務を怠ると謂ふべきなり、

第八章、脛の脈管膨るゝ事、

是懷妊中の下數月の間に、輒もすれば生ずるものなれども、格別の害あるに非ず、原子宮が総脈管を壓迫して、血液の流通を妨ぐるより來れるものにして、中年の婦人にまゝあれども、少き者の、再三懷妊しても生ずること甚罕なり、先脛の脈管未節起つ程に至らず、少く膨れたるさまに見ゆる時に、施すべき手段唯一あり、即綿布の帶をあつることなり、その法の、長六ヤ、一、幅の指三本にして、これを踝より膝までに巻き、総脈管を適宜に支持ふ程に強く締むべし、此く帶よて適宜に平に脚を巻きたる上、緩下

劑を一週に二回服用し、日中も二三時間平臥し居れば、必病の治する効あらん、

それより暫くして、脈管漸々も擴がり、且延びて錯雜り、節起つに至る時の全脚壓重く麻痺るゝ心地あり、又頓て一層烈しくなれば、節起ちたる部分の増すに従ひて、全脚腫るゝに至る、若此くの如くならば、當人顧慮て、脚の踝より膝まで硬き膏藥を布に塗りて貼り、その上を綿布にて適宜に緊しく巻き、薄き次醋酸鉛水に冷し置くべし、此く本所に手當を施すの外に、又腕より二三浮の血を取るも佳きことあり、毎夜緩下劑を服し、食物を節して、數日の間平臥するの極めて宜し、その後に至り、脚を緊束る様に製したる股引を著き居れば、大も便利にして、脚の緩縱を十分も防ぐの効あり、

右の脚又左の脚の脈管の膨るゝと共み、其の同じ方の脇腹の外部に

在る脈管の膨るゝこと、往々あるものにして、余近頃現に少き婦人に、此の病に罹れる者を見たり、是先懷妊の初期に起り、頓て月の重なるに従ひて、漸々に太くあり、終に募り就く前より、時として梨子橙實の大なることあり、其が爲も、歩行を妨げられ、難儀なること言はんかた無し、或は又強ひて歩行するが爲も、その腫甚増すことを免れがたし、然れば、これが爲に、只管心痛する者あれども、實に決して深く憂ふるに及ばず、その膨れたる時に、日中大半平臥し居て、水蛭六個を患處の側近くに貼け、緩下劑を時々服して、腸の秘結せざるやうにすべし、時として、脇腹の内部發熱刺衝するさまあらば、綿撒絲を摺みて、鯨油軟膏を兩面も布いたるものを朝晩貼り置くべし、然れば、膨を除き去り、氣分を快くするの効あらん、勿論此の膨り、速く治せずして、懷妊の末まで存ることまゝあり、假令出産して後まで減却せずとも、その後次第も除き去らん

こと疑なし、

第九章、脚及脛の膨るゝ事、

懐妊中、取り別け下數月の際に、脚及脛の甚太くなることまゝあり、是
多くの子宮の壓抑より起ると雖時として、其が爲ならずして、來るこ
とも亦これ有り、最初の夜に近く頃蹠の邊より膨れ始めて、漸々上進
り、脛甚太くなり、寢所又入る時に、殊著しく脹れ來て、夜の明くるに
従ひ、其の脹面部又上り、脛の膨る多少減き、又日の暮るゝに及びて、再
催そあり、

時として、此の病至りて軽くして、腸の填らざるやう手當して、脛に「フ
ヲチル」を十分又巻き、その緩縦を防ぐのみにて可きこと有り、然れども、
その膨脹すること烈しく又長くして、數時間睡り居し後までも脹残り
て、頭の心地悪く、脈極めて數疾あること有る時に、醫師又相談すべ

し、若捨て置く時の測らずも危害を招くに至ることあり、

第十章、齒痛、

是前の諸病に比ぶれば、些細のこととして、委しく説くにも及ばざれど、
懐妊する際に、面又の齒に痛を覺ゆることまゝあり、その痛は子宮の新
に作用を及ぼして、漸々に神經を刺衝するより起る者にして、平生の如く
齧齒より來るゝあらず、然れば、何れかの齒を抜きて、その痛を治せんと
するの以ての外なること、言ふまでも無く、假令齧齒の所爲よりすると
も、これを抜く爲に、まゝ流産を催すの恐あれば、慎みて、妄に之をすべか
らず、嘗て幾位の婦人か余に向ひて、齒痛を歎き訴ふるもの有りしが、そ
の齒を檢すれば、孰もみな堅固なり、然れど、その痛むことあるは、全く右
の理由なるものなれば、唯體の結構を整ふる手當のみを施したり、その
方、左の丸藥を、三日乃至四日目は朝晩服せしむるなり、

蘇哥^{ソコ}的刺島^{トクシマ}蘆^{アサ} 一^{イチ}氏^シ半^{ハン}

水^{スイ}銀^{ギン}藍^{ラン}丸^{ワン} 二^ニ氏^シ

右^{ミナミ}を混^{マゼ}和^{マゼ}して、糖^{サツ}蜜^{ミツ}或^シの乳^{ニウ}汁^{ジツ}よて固^{カタ}めたる鉄^{テツ}锈^{コウ}又^{マタ}の炭^{タン}酸^{サン}鉄^{テツ}一^{イチ}茶^{チャ}匕^ヒづゝと共^{トモ}に服^{ハク}す、

但^レ鉄^{テツ}锈^{コウ}及^シ炭^{タン}酸^{サン}鉄^{テツ}の、四^ヨ日^{ニチ}目^メに一日^{イチニチ}二^ニ度^{タク}づゝ服^{ハク}し、その後^{ノチ}に至^{いた}りて、日^{ニチ}中^{チュウ}に尙^ナ一度^{イチタク}増^マせば、大^{オホ}に効^{キウ}ありて、其^ノの痛^{イタ}去^クりたる後^{ノチ}にも、總^{ソウ}體^{テイ}の健^{ケン}康^{カウ}を助^{タシ}くるの益^{イキ}少^{オウ}からず、

患^{ワザ}處^{トコロ}に施^セすべき手^テ當^{ドウ}の中^{チュウ}に、余^ノの切^キに勸^{コト}めんとするもの唯^{ヒトツ}一^{イツ}あり、その朝^{アサ}晚^{ユフ}微^ヒ温^{オン}湯^{ドウ}は通^ツ常^{ジョウ}の鹽^{シホ}一^{イチ}茶^{チャ}匕^ヒを和^{マゼ}して、口^{クチ}中^{チュウ}を洗^シふことなり、然^{シカ}すれば、齒^ハの痛^{イタ}を除^{ノク}くのみならず、其^ノの根^ネ原^{ゲン}たる神^{シム}經^{キョウ}の刺^シ衝^{ツウ}を和^{マゼ}ぐることを得^エべし、

第十一章、唾^{ツボ}を吐^{ハク}く事^{コト}

平生^{ヘイセイ}の口^{クチ}中^{チュウ}を潤^{うる}むだけの量^{リヤウ}あり、唾^{ツボ}の受^{ウケ}胎^{タイ}後^{ノチ}又^{マタ}の懷^イ妊^ニ中^{チュウ}は、甚^シ心^{シン}を苦^クむるほど増加^{ゾウカ}し、終^{マタ}の身^ミ體^{テイ}に害^{ガイ}あらんかと思^{オモ}ふほど多^{オホ}分^{ブン}は出^デづること有^アりとも、強^{ツヨク}に驚^{オドロク}くことなかれ、假^カ令^ニ吐^{ハク}き出^デす所^{トコロ}の唾^{ツボ}其^ノの量^{リヤウ}多^{オホ}くして、一日^{イチニチ}に三^{サン}彬^{ビン}乃至^ニ四^シ彬^{ビン}といたるとも、懷^イ妊^ニ中^{チュウ}の病^{ヤマイ}の少^{オウ}く異なるのみよし、何^{ナニ}も畏^{オそ}るべきことに非^アず、此^ノの時^{トキ}の唾^{ツボ}は、彼^ノの水^{スイ}銀^{ギン}劑^{ザイ}を服^{ハク}せしより出て出^デづるものと異^ヘりて、齒^ハ床^{トウ}柔^{ユウ}軟^{カン}になることなく、又^{マタ}呼^イ吸^キの中^{チュウ}に惡^{アク}臭^{シウ}を含^フむこと絶^{ツツ}えて無^クし、但^レ唾^{ツボ}の色^{イロ}極^{キョク}めて清^{セイ}潔^{ケツ}透^{トウ}明^{メイ}なるか、又^{マタ}粘^ネ着^{シヨウ}て泡^{アワ}たち、その味^{アジ}惡^{アク}いさかあり、若^シその粘^ネ着^{シヨウ}する時^{トキ}は、嘔^オ氣^キを催^メさしむることおれども、大^{オホ}抵^{テイ}は酸^{サン}氣^キを帶^オぶるものなり、さて、病^{ヤマイ}の性^{セイ}質^{シツ}尋^{ジン}常^{ジョウ}ある時に用^{ヨウ}ゐる治^チ法^{ホウ}は、毎^マ朝^{アサ}麻^マ瘋^フ搥^チ失^シ亞^ア二^ニ十^{ジュウ}氏^シ乃至^ニ三^{サン}十^{ジュウ}氏^シを服^{ハク}し、度^{タク}々^{タクタク}石^シ灰^{カイ}水^{スイ}にて口^{クチ}中^{チュウ}を洗^シひ、なるたけ唾^{ツボ}を吐^{ハク}くを忍^ニぶを肝^{カン}要^{ヤウ}とす、最^{モト}それが爲^ニに、唾^{ツボ}の口^{クチ}に溜^ルるとも、多^{オホ}分^{ブン}ならざる時^{トキ}は、飲^{イン}みこみても害^{ガイ}なしとす、然^{シカ}れども、若^シその病

勢烈しくして、身體に害あるやうある時の、必醫師の助を求むべきこと勿論なり、

此の病の素懐妊の徴候より起るものなれば、左の一例を擧げて、明にその景状を示し、世間の此の病に罹る婦女輩の心を安んせしむべき助となさん、さて、この例の、近頃死せし友紐印頓の「トペア」氏の實見せし所を語れるものなり、ある一婦人あり、齒の三十二歳より、顔色青白、神経鋭敏なる性質のものなり、これまで四度の懐妊の中に、三度唾を吐くことを病み、その中兩度の、受胎後間もあく生じたれども、懐妊中始終引き續きたること、三度とも皆同トかり、吐き出し、唾の量の平均日は一彬にして、臭氣を帯ふること無けれども、咽及口峽の腺の邊に、少く刺衝を覺わたり、三度の中、二度の、分娩の後程なく、四十八時にして止みたれども、他の一度の、二週間も尙殘れり、但毎度出産の末に臨みて、苦痛

烈しき時より、これを覺ゆること少く、且全體の健否に碍りしこと無しと云へりとはぞ、

第十二章、乳房痛みて大きくある事、

受胎するに從ひて、乳房痛みて大きくあること、更に怪むに足らず、初度の懐妊に、乳房早く大きくなりて、結婚前の時よりも、二三倍に至るものなり、然れども、衣服の乳房に當る所を緩めて、その次第に大きくなるに任せ置けば、決して不都合なることあらざるべし、或の時に因りて、此が爲に苦痛を覺ゆること無きとあらざれば、先局處に六個の水蛭を貼け、微温の蒸劑にて蒸し、それより瀉利鹽二匁を少量の薄荷水に和したる緩下劑を用ゐれば、その過大になることを防ぎて、病原と苦痛とを、一時に除くの効あり、

但數度懐妊して、一方の乳房に腫瘍を生せしことある婦人の、此の病起

れば、その嘗て腫瘍を生せ一方の乳房、甚痛むこと常に、後日漸硬くなるに随ひ、自再腫瘍を生せんか、然らずばそれよりも猶悪き病患に罹らんかど、疑懼すべけれども、是謂なき徒憂と謂ふべし、此の際に、畫間「ラウダニウム」一汚に甘扁桃油一汚を和して、煖め、乳頭を蒸し、穩に擦りて、幸防し居れば、自然に効用ありて、乳頭より色あき薄き氷出で、治せんこと必定あり、

第十三章、脛等の痙攣して痛む事、

婦人に因り、懐妊の末に至りて、脛脇腹、又の胃部の下方等烈く痙攣して痛むこと有り、その子宮の側より脚端にまで傳り居る神経の、子宮に壓迫せらるゝよよりて、起れるものなり、痙攣も一脛筋の中に在る時の手を觸れて見るに、堅く筋だちたる所ありて、甚しく痛むことを覺ぬ、その痛の筋だちたることの治せしめ、

でも、久しく残ることあらん、すべて、筋に故障あれば、それより刺衝を催して、痙攣を生ずるの基とあるなり、最これの別な治療を施すも及ばず、唯葎より出で、室中又散歩して、脛を働かすのみよて治せるものなれども、若それにて治せざる時の、手よて頻に摩擦れば、効あること常なり、

若その兩脇乃至胃部の下方に發する時に、手早き治法の「ラウダニウム」二十五滴乃至三十滴を同量の蒸餾薄荷水と和して用ゐよ、或は又少量の燒酒と水とを和して用ゐるも亦可あり、然れどもその較烈しきもの、左の藥を飲むべし、

バットレー氏阿芙蓉鎮痛液 十五滴、

刺賢埜兒複方丁幾 一汚、

蒸餾薄荷水 一汚半、

此の藥を少くも病の萌著もやしあらられたる時、臨のぞみて臥室ふしむに入る前に飲
み、又脚を微温の芥子浴かいしよくに入れ、傍人そばのものをして手てで強く踝くるぶしを摩擦こすらさべ
し、且病の起れる際きりに、八十五度の坐浴ざよくを毎夜まいや寝る前まへに、四半時間よんはんじかんづゝ息
らず行へば、大に病勢を減ずるのみならず、時として、藥を用ゐずして、
全く治すること有り、若病治せずして、此の手當を用ゐねばならぬ時とき
に、産褥うぶごも就くまでも、断ことせず行ひて、悪わるきこと無し、

第十四章、胎兒の烈しく動く事、

懷妊してより四箇月の間、小兒未動く程、發育せせ、それより較生長
すれば、稍動き始むれども、その勢尙微弱いさほひよひおとより、母未これより心付くは、
ならず、その後暫時過ぐれば、その動きかた僅に鳥の鼓翼つばさの如く、
兒の生存せいぞんせることを證するに足るべき氣力を保有たもつし、至れり、さて又そ
れより程なく著しく了得りて、本人覺動せりと認むる程、及べば、或

卒然これに感ずるの餘りに、覺せず氣絶するに至ること亦無きに非ず、
此の時より後、兒の動くこと、漸多く且強くなりて、母自これを知り易
し、然るにその後少時過ぐれば、子宮右の作用に慣るゝより、その感動せ
らるゝこと以前よりも少きと至れり、故にその催すたび毎まに、さて、兒
の命に恙やまなきなりと安心する外、別に復頓着またどんちやくせざるなり、

但時に因りて、心地悪おどろきは、兒の動くこと烈しく、唯にその母一時
驚くのみならず、種々の病患を生じ、殊に夜中不眠やちゆうふみんの病を起し、又ハ熱氣
を帯ぶる症を催し、何れも、手重ておもくして服藥すべきは、至ること有り、
若服藥するにも及ばずと思ふ時は、寝る前に左の方法を以て、下肚したはらを蒸
せば、大に効あらん、その法の傍人に言ひ付け、切りたる「フラチル」を三
摺みて、鹽たらいに入れ、それに潤うるるだけの湯を澆そそぎ、さて取り出し、乾きたる手
巾ぬめいに包住くくるて、推し絞め、然る後、これを廣げて、下肚したはらに貼あて、厚あつき「フラチル」

の乾きたる者を以てこれに掩おほひ、直に寢衣ねまきを著きて、それより八分乃至十分間過ぎて、温あたき「フラチル」を貼あて換ふべし、此の蒸法かひたを半時間ごとに行へば、速すみく痛を去りて、安眠あんますることを得ん、最此の外ほかハットレ―氏阿芙蓉鎮痛液アムロフリン二十滴、乃至二十五滴を夜中よるなかに飲み、明朝あしたに至り、緩和くわんわ下劑げざいを用ゐて可よく、かくしても、その効なき時に、二三さん「オンス」の血を取れば、大に良よき驗あかしあらん、さて此の諸種の手當を行へば、必大に治効あれども、若全く治らざる事あるも、この結句胎兒けつこたいいの恙なく生存せいぞんせる証據しやうこなりと思ひて、なるたけその苦痛を忍こらふべし、

第十五章、下腹の皮痛み及裂くる事、

懷妊わいにんの末すえ及びて、或あるは下腹の皮の加減かへん悪わるくなり、それが爲に不快ふくわいを生ずること有らん、その状あたまは、先皮柔軟せんひよくわくなりて摩これ易く、その益伸張よくしんちやうるに従したがひて裂さくるに至れば、一方ならざる難儀なんぎの基もととあり、身體を動かす

時に、常に苦痛を免れがたし、これを治せんには、朝晩半時間、局處そのばしょを前章ぜんちやうに説ける方法に依り、罌粟毬あらしどくきうの煎汁せんじゅうを以て蒸すを可よくとす、

此の煎汁の製法は、罌粟毬四おんす「オンス」を潰つぶして、器中うつはらのちに入れ、湯四ぱいんと「オンス」を沸もぎ、火に上のせて、十五分間煎ゆたると後、汁を絞しぼり取るなり、然しかる後のちは、暖あたたき甘扁桃油かんぺんとういしやうを塗ぬりて、局所あめりかを滑なにし、その上うへは鯨油軟膏けいしやうかんかうを柔やわらかき「リンチン」に布のして貼はり、これを全快ぜんくわいの時まで剥はき、ゆるるなり、

第十六章、下腹の大きくなりて不都合ふがつがふある事、

懷妊わいにんの末期すえきに當りて、下腹の大きくなりたるを支持しぢふもの、の難儀なんぎを覺ゆる者あること少からず、但初期はじめには、下腹の故に、その起ること罕まれにして、末期の多きが如くならぬ、別けて、これに艱まむのみならず、彼の子を速すみに

斯の如くなる故に、凡婦人たるものこれ治
きこと肝要あり、

余の知る所にして、右の用をなす手當唯一あり、その他
間帯を皮膚に接着けて確と佩び置くこと是なり、此の帯の、
きなる部分を十分取り巻くだけの廣ありて、下の方の臀まで掛り、そ
こにて止まる様にするを可とす、さてこの製かた宜しき時に、他人
の手を借らずして、自身に手早く佩ぶることを得、日まゝ容易く適宜
に貼付して、腹を支持ふやうに出来ること疑なければ、熟と注意して、
その大益あることを求むべし、
若又その艱烈しき時、右の手當を施すの外、毎日一時二時間膝を臥
し居れば、筋の調子多分整ふ効あり、産褥を就くの後、も數週間帯を
佩び居ることを良とす、

第十七章、懷妊中月經の通ずる事、

婦人又因り、懷妊中一回乃至數回月經の通ずること有りて、覺動近き
時に止まず、罕やの出産の頃までも通ざる者あり、抑是の體の害なる
こと決してなき者なれば、懷妊中の病との稱し難し、されども、絶えず
又出血する中又は、流産の基となることも測られざれば、これ又つきて、
多少の示教をなさんとす、さて斯かる時、その出血の前また、その間
乃至、その止みたる後、深く謹戒して、身も心もなるたけ靜安ならし
め、その止まざる中の、葦椅に倚りて、消化悪く又精神を引き立つる
食物を食ひざるやうにすべし、若流産を催さんとするが如き病患の生
ずるを見れば、速に醫藥を求めずばあるべからず、左に擧ぐる例を視て、懷
妊中月經通らば、深く注意すべきことを知るべし、

英國のグラウセスターシアといふ地に、一婦人あり、月經一回止む

たれば、是懷妊なりと定め居し、翌月某日に至りてまた通じけり
さて、然もあらずと思へり、然るを、その翌日月曜日、龍動も來り
れより、水曜日に至りて、旅行の疲勞發したるが爲、甚艱み、金曜日
及びて、已むことを得ず、旅亭を發し、急ぎて家へ歸りしが、未夜なら
ざる前俄も流産せり、

余が此の例を引きたる主意、二あり、第一に、此の時の出血の様子、
平生の物と少しも異なる所なきうへ、その回轉も正に時期にまで當り
たれば、余の前に婦人により懷妊中、月經通することなきにあらずと
言へる説の妄なることなくして、人のこれを駁するの誤なるを明さん
が爲なり、第二に、此の婦人の旅行せし、可れども、唯一週間のみ遅延
せしならば、必かゝる流産の患あるに及ばざるべきことを知りて、此
くの如き時より、よく慎みて、なるたけ身を動かさざるやうにすべきこ

とを示さんが爲なり、

第十八章、膀胱に感動を受くる事、

懷妊せるがために膀胱に感動を受くること往々あり、懷妊の初期に、
膀胱平生よりも一層鈍弱となるものなり、然なければ、又甚しく刺衝を
起し、末期に至れば、小便を保持すること能はざるに至ることあり、

〔第一膀胱の鈍弱、膀胱鈍弱なるが故に、小便を長く保持して後、甚困苦
して、一時に多量を排泄す、此くの如き時に、當人の深く注意せんこと
を要し、その如何にと云ふに、若その三四箇月目に催す時に當りて打ち
捨て置けば、流産などの恐るべき患來る者なればなり、
これを治するより、藥の力を借るも益少し、或ハ曹達類を服して治する
ことあれば、定則といはずべからず、然れば、如何して宜しきかと云ふに、
當人の常度を失はずして、小便の通ざるやふも勉むるゝ如くあり、因

りて膀胱の脹れ擴がるまゝになし置くこと、甚悪しきこと、知り常に六時間の中に小便通するやう精々心掛くべし、然るに、此くするも効なくして、小便通すること能はざるに至らば、猶豫せずして、醫師を招くべし、

〔第二〕膀胱の刺衝、膀胱非常に刺衝せられて、苦痛を覺ゆること往々あり、然る時、その手當かた前と異ならんことを要す、その故、曹達ソウダツその他鹽質シホを含める藥の、小便を催すもの、嚴しく禁せずあるべからざればなり、唯腸に至りて、穩に通ざるのみの分量に、蓖麻子油ヒマシを飲み、非沃斯ヒホ越幾斯ヒホ三四匁づ、四五日間一日は二度づ、服し、粘液質ネバある水料例へば大麥水及亞麻仁茶などを飲めば、治せんこと疑なし、

〔第三〕小便を保持しがたき者、是の懷妊の後、二三月目に起ることに、強珍カウジンからせ、原子宮の膀胱を壓迫アツクするが爲に、何時イツまでも、急に咳嗽カウソウ

し又動く時の我知らず、小便を排し出だすなり、若或の此くの如く甚しからざるも、小便通下度あること頻數ヒンソウにして、これを保持しがたきものなり、

これを治するに、平臥して晝間腹をよく帯を纏ひ置くべし、然子宮を支持ひて、その膀胱を壓迫するを防ぐの効あらん、然れど、よく治するに、出産後に至るに非ざれば能はず、

第十九章、陰部の刺衝の事、
オマンコの事

此の刺衝は難みて、婦人の柔和ユウワの性質ゆゑ、他人は知するを忌て、兎角醫師にも相談することを厭ふ者なり、さて此の刺衝問苦痛をる方が、人は知られて恥かきからんよりも、結ぶに至るに、甚大なる誤りして、若速に然るべき醫藥を施病益々烈しくなるの恐あり、その始速よこれを治す

ば、余の此の事につき切は示教を設けんとす、抑此の
 みあること有り、又内部も及ぶこと有り、孰れもみる可
 いき痒氣を催し、時として、甚堪へ難きことあるなり
 是れ懷妊の始に當りて、時々起り、その起りたる時うち
 出産の時まで續きて、治せざること有り、但その六七箇月に至
 て起るもの、是最普通なる症と思へる、

若刺衝の輕き時、左の洗藥を用ゐて、速に治するなり、

- 次醋酸鉛水 一酒杯
- 蒸餾水 一彬

右を混和して、局處を一日四五度づゝ洗ひ、且同時に右の洗藥半彬より一彬までを適宜の水銃にて腔内も注ぎ込むべし、此の手當の外に、下劑を少し用ゐれば、大に効ありて、速に全快せん、

若その烈しくして、内部も及びたる時までも、何の治術を施さざるに、
 前の法の外、左の手當を施すべし、先水蛭十二個を一方の鼠蹊、又いな
 るたけ陰部も近き處に貼けて、その水蛭の落つる時、海綿及湯を用ゐ
 て出血を助け、その病原なる陰部の膨脹を退かすことを勉むべし、さ
 て其の次、その内部に當る所をば、湯にて洗ひ淨め、然る後、次醋酸鉛
 を擦り貼くべし、斯すること朝晩怠らず、その外前の輕症も、施す用に備
 へたる次醋酸鉛水の洗藥にて、一日四五度づゝ、その外部を洗ふべし、若
 これにても効なき時に、硼砂の烈性溶液例へば、重硼酸曹達四、蒸餾
 水十六、汚を混合せしものを用ゐるあり、此の手當の外、水
 亞少量、又、瀉利鹽二、酒盃の蓋、浸劑も和した
 る、且極肝要の事なる平臥を勉むれば、病の治せん、
 何時までも痒氣堪へ難き時、氷水及氷囊を用

ぐも足れども、その甚しきに至りては屢水蛭を貼
さて刺衝漸く治して後も外部尙熱氣ありて紅色
の、一日三四度罌粟糖の烈性煎汁（つよせきせんじゅう）但暖なるうち用ひ
麵麩の水（めんぷの）水巴布（すいぱふ）を貼つれば癒はんこと疑なし、
食物の総べて適度（たきほ）よりて、興奮力（こっけんりきょく）ある者ひ、一切食ひざるを最佳とす、

第二十章、白帶下の事、

懷妊中時と一白帶下の起ることは、珍しからぬことあるれども、多くの續
けて子を産みたる者よあることなり、
初め數箇月間の事、若漏泄物量少き時には、冷水にて、朝晩屢局處を洗
ひ、毎朝全身を拭ふのみにて宜し、
若又漏泄物甚しくて、些少の散歩にも不都合なる程ならば、一日に三四
度づ、水銃（すいじゅう）にて、冷水を腔内に注ぎこむべし、

此の水銃を用ゐるにも、注意せざれば、甚害ありとす、その故は餘り
小きにより、水を足さんが爲に、屢管を出納するを以て、多分の刺衝を
脱（だつ）れざればなり、因りて、普通の用ある灌腸水銃を、適宜の洗陰管（せんいんくわん）腔内
機（き）に取りつけて用ゐれば、此の害を脱れ、屢管を出納するに及ばざ
りて、多分の水量を腔内（くわん）に注ぎこむことを得るに、極めて便利なり、
井ルリヤム、スミ一氏の灌腸盤（くわんちやうばん）、殊に此の時の用に供するに堪へた
り、この器の、近頃の發明にて、簡易にて大なる利益ある者なり、その製は、
普通の「ピデット」（ピデット）の、水銃を着け、これに屈撓管（たわがわん）を通して、水を注ぎ
こむの用とす、その用法もまた極無造作よりて、少くも他人の手を
借らず、自身隨意に用ゐらるゝことを得るあり、
注ぎこみたる水の、腔内に止らんことを要する時に、平臥して、臀を
枕（まくら）にて、扛起（かたあ）げ、その流出（あがれい）づるを防ぐに、如く（ごと）の、かけれども、然する時の

右に述べたる器械の、當人自ら用ゐる難しと言ふべければ、容易に用ゐらるべく余が製し置きたる器械あり、即護謨製の壘の、十汚乃至十二汚の水を盛るべき者、護謨管を指しこみたる者にして、管の直徑五寸長三四寸ありて、その端を圓くし、數箇の穴を穿ちて、それと壘とのつぎめ、卵形の象牙板に海綿を貼りたるものを、鏝狀に飲め置くなり、此くする譯の器械の餘り深く進入することを防ぎ、且の水を腔内は留まらせんが爲なり、

白帶下の頑固にして、治せざることをあるの、如何なる故かと云ふも、その他にあらす、兎角局處の、手當悪く、右に述べたる注水法を十分に、行ひ、又これを永く續かせざるが故あり、

右の手當了りて後、六十度より六十五度までの冷度の坐浴を、六分間行ひ、日中に少くとも三四時間平臥し居り、瀉利鹽一二子を服して、緩下

劑とし、腸の閉塞を防ぎ、毎朝灌腸を行ふべし、白帶下の時に、局處より體中よある諸物悉みな脱落つるかと思ふ心地せるものなれば、右の手當を用ゐて、別けて平臥し居んことを要す、然る時は、假令速に全治せずとも、四箇月の末より五月の始までに、大に快癒し趣かん、

若白帶下の起ること烈しき時に、必羞匿の情に妨げられて、醫師を忌むやうあることあるべからず、兎角十分は手當を施さざる時に、終に流産に及ぶの患あらん、

末數箇月間の事、末數箇月の間は起るもの、餘り烈しからざるによりて、却りて益となること有り、然る所以に、この頃に當りて、熱その他の病あるものなるに、白帶下を病めば、それが、軽減すること有ればなり、

若その烈しき時に、冷水にて陰部を洗ひ、又の微温湯を

めば、大に駭あらん、その上緩下劑を服して、常に腸を閉塞
臥し居ること甚肝要なり、是の漏泄物の出づる源の部分
けらるゝことを防ぎ、漸々に漏泄物の分量を減ずること
なき時に、左の次醋酸鉛注入劑を用るれば、益を得ること

次醋酸鉛水 一汚半、
蒸餾水 一彬、

右混合せたるもの、

懷妊中始終漏泄物多く續くやうなれば、月滿たずして出産すべき恐わ
り、余の知れる某氏の如き、唯この病のためのみよて、再三月滿たざる
も出産し、それが爲み兼ねて期したる望を失へるのみならず、何より惡
しきことに、久しき間健康にあり難かりし、
此くの如き婦人の懷妊の時よりも、平生白帶下の起ること或は多く或

の少く、經水の常度よりも多くして、その期限の大抵定則よりも短きも
のあり、その身體丈夫なるが如くも見ゆれども、實に弱くして、少く烈し
く労働けば、直は疲れ、兎角懶惰あるの習慣ありて、始に己の勝手より
起りたるが、終に己むことを得ずして此くなるに至り、幾月とあく幾
年とあく、その病を捨て置くにより、漸々に重くなり、頓て頭腦痛み、眩暈
し、目昏冥み、その他種々ある病生じて、終に益々烈しくなるに及び、始
めて、助を醫師に求むと雖、既よその晩きことを奈何もせん、凡病の慢性
よ至るは治し難きものありと云ふことを知りて、初發の時速に醫者
よ依頼すれば、困苦至りて少く取扱かたの都合も亦甚宜しく、旁以てそ
の益あること大なる者なり、

第二十一章、脇の痛む事、

是の懷妊の始に少しもなくして、その末に來り、甚難儀あるものなり、そ

の發する時に、種々に法を換へて手當すれども、十分の効能を奏し難きこと往々これあり、

その痛始に、甚強からず、且朝に格別のこと無けれども、午餐の後數時間を過ぐれば、痛烈しくありて、幕に臥し、患處に手を當て、強く壓して漸凌ぐ程の事有り、是の時咳嗽出づるに、甚難儀なれども、咳嗽の強出づるものに、あらず、尤罕に、あれども、その他の緣由より來れるあり、

此が爲に、婦人の中に、動もすれば、血を取ること常とそるものあれども、余の考に、決してその功能あること無しとす、抑この病の、肝臓の刺衝より起るものなれば、これを治せんより、適當の効用ある下劑を用ゐるに如かず、

甘汞四式、格碌莖篤椽方越幾斯六式、非沃斯越幾斯二式を和して製したる丸藥二粒を服し、然る後に、藍丸二式、蘆薈の純精越幾斯三式を毎夜服

して、腸の通トを善くし、且食物に注意して、數日の間肉食及興奮力ある食物をば食ふべからず、

此の藥を服すれば、始に、色黒くして、心地悪く、大便を通せん、それより尙これを服すれば、頓てその色改まり、心地よくなりて、脇の痛治するに至らん、治して後も常に腸の秘結せぬやう手當して怠ること勿れ、

第二十二章、頭痛の事、

懷妊の末、起る頭痛を、決して粗畧にすべからず、何如にとなれば、是多くの胃の常度を失ひたるより來りて、治し易き者なれども、或はまた別な大切なる原故より起ること有ればなり、

胃の常度を失ひたるより起る頭痛、此の病の原因は、腸の便秘不消化、又ハ神經の刺衝にして、その起るときは、酸き嘔氣を催し、不意に眩暈し、舌に苔を生じて、顔色青白とあり、多くの時を限りて、偏頭痛とるもの

なり、此の類のものを治せんよ、緩和やわら下劑を與へて、腸の通じ十分になり、舌苦全く消ゆるまで、隔夜ひだりよに服して、休息し居り、兩三日の間肉食を止め、出産までの興奮力ある食物を食ひざるやうよ、頭痛の最中よ、亞的兒アヂルまた「オー、ヅー、コロ」香水の名を患處に抹るべし、胃の血管に血の充ちたるより起る頭痛、此の病烈しくて慢性になりたるは、容易あらざることにして、懐妊の後程經たるものには、殊も大切なるものなり、如何にしてこれを視定むべきかと云へば、俯き又横ようつむ臥る時などに眩暈すること、其の次の目の上及頭の中の重きこと、尙此の外に最明なる証候は、耳の鳴ること、目の前に火炎ある物見ゆること、乃至視瞻しつせん朦朧こと等なり、但この頭痛の場所、必腦後に在りて、これと共に脊椎の或部も定まりたる痛を覺ゆるものなり、

此の頭痛の起ること甚罕なれども、若此の諸兆著りて、懼るべき病の起らんとするやうに見ゆる時、速に醫師を招きて、血を取り、及下劑を服すること肝要なり、萬一近傍に醫師無き時、朝夕芥子の水に脚を浸し、蹠くろを平生よりも強く摩擦りて、それより適宜の運動をなし、正午に十五分時の間、七十度より六十五度、乃至若耐へ得らるゝなれば、夫よりも猶冷なる度まで坐浴をせよ、

第二十三章、黃疸等の事、

黃疸やうだんは、多く懐妊の始に起れども、稀にその終にも起ること有り、又時として、甚苦しき咳嗽を催し、それが爲に、頭烈しく痛みて、呼吸の止まらんとする者あり、懐妊中よ、猶此の外に種々なる輕き病の起りがちなるものなれども、余今それ等につきて、教を設けざるは、是皆余の企圖の外にして、其言の冗あることを知ればなり、

以上説く所の、他の爲ならず、懐妊中に起る病の中にて、殊に輕微に
て、當人の強、醫師に相談するに及ばずと思ふものもあるべけれど、これ
が爲に、多少苦痛を免れざるの症あれば、其の類を一々に指明して、治法
を述ぶること右の如し、

第四篇、

流産の防ぎ法の事、

凡經驗ある婦人の我が健康を害する一大厄難となりて最恐懼且痛恨
するの流産より甚しきものなり、若流産慣習となれば、向に健康なりと
頼みたる體質も、遂に莫大の患害を來し、死病の種とあることあれば
なり

懐妊の始に、母親と胎兒等との連續極めて微弱なることを理會し居
れば、世間に流産多きことも、敢て怪むに足らずして、流産し易き所以を
も、輒く曉り得らるべし、抑流産の一度慣習となりて、その害烈しきこ
と前に説けるが如くにして、母子の連續極めて微弱なるに由り、流産し
易きこと此くの如くなれば、人或は余に向ひて、かく慘毒なる患害の
となる事故をいかにもして防ぐべき手段ありや、若手段あらば、

りて、已に慣習となりたる流産を防ぎ、その後懐妊せし時に、恙
 産せしむることを得ん、願はくは教へられよと云ひ、余これに答へ
 云ん、有り、但此くの如き手段は、多く當人の慎みて遵奉するより能く
 その効を奏するものにして、醫師の力よて、既一度慣習とありし流
 産を防ぎ得ること甚些少なれば、只管自身よて十分豫防法を熟知せ
 んことを要す、然る時の、管にその身よ益あるのみならず、亦その兒の生
 命をも安全ならしむるあり、
 流産の起る時期、是れ甚不定なるものにして、懐妊中の日數、四十週
 即二百八十日を常度とす、此の日限中より、何時を限らず、兒の生まるゝ
 ものにして、其の七箇月以前に生まるゝものを流産といふ、夫れ懐妊し
 て後、問もなく故障生ずることありて、流産の原種となるべき病害は、往
 々後日顯に發すれども、始終暗地よ作用を爲すの類少なからず、是れ流

産の懐胎後三週中に起ることある所以なり、然れども、大抵八週間乃
 至十二週間の後とせり、

流産の徴候、流産の性質と、その起る景況とよつきて、此所よ多辨を
 費やそに及ばず、只其の起らんとする時の心得のみを婦人よ示さんと
 す、因りて、先體部に何かの病患あり、原質よ何かの感覺ありて、その初萌
 の兆と思ふべき景狀を述ること左の如し、

懐妊中に確といたる理由なきよ氣力衰ふること有りて、胃の下部及膈
 膈の邊の苦痛或は發り或は歇む、是れ流産の兆なり、かくありて後、暫
 時過ぎて、多少か血の出づる、最早胎兒の母親の體より幾許か分離せ
 しなり、それより又腰膈の痛漸烈しくなりて、壓し下げらるゝやうなる
 心地し、明色ある血塊の多分に下るに至れば、全く分離したるなり、此く
 の如くなれば、流産全く了りたる者ゆゑ、假令兒の死體未出でざる

數日過ぐる内に、必出づるなり、但その以前必乳房^{ちせきちやう}嬌軟^{じやうかん}となりて
 胃^い多少^{たうしやう}の常度を失ひ、血下りて、その色常に異^いり、頗^{あや}る苦難^{くなん}を覺ゆるあり、
 然れば、下る所の血の分量、及その變色^{へんしき}等、下文に説く如く、流産の暗^{ひそ}ま
 熟^{じやく}したることを證^あす爲、緊要なる徵候^{あきし}と心得べし、
 流産の根原^{こんげん}、流産の根原^{こんげん}の數種^{いふく}あれども、到底不意に起ると性質^{せいかつ}より
 起るとの二に過ぎず、今その重要なるものを記さん、
 不意の事故^{ふいご}より流産を起^{おこ}すこと有り、母親と胎兒との連續^{つづ}微弱^{ひやくじやく}にして、
 極めて斷^きれ易きこと前文に説けるが如くなるにより、若懷妊中^{わづか}又仆^{たふ}れ
 て、身を打ち、又胃部を衝くこと等あれば、それが爲、流産を招くこと
 有りと知るべし、
 烈^{れつ}しく運動^{うんどう}し、又^{また}の勞力^{らうりき}とること、の流産の根原となること往々有り、
 踏^ふ又馬に騎る^{また}の言ふまでもなく、散步^{さんぽ}の度に過ぐること、重き物を扛^か

ち舉ぐること、又甚しく奢侈^{せうぎ}を極むること等、時として兒の健康を害
 するほどに神經を擾動^{せうどう}するのみならず、流産を催すこと有り、
 烈^{れつ}き下劑^{げざい}吐劑^{とざい}等を用ゐるも、亦流産を催すの害あり、強^{つよ}き下劑^{げざい}を服す
 る時、下腸^{げちやう}又加答兒症^{かたごじ}を發する、又因^より、流産を催すこと常なれば、強^{つよ}き
 吐劑^{とざい}の烈^{れつ}き作用^{さよう}を胃に行ふ時、亦同患^{どうぜん}の基とあること明なり、故、
 懷妊中に、謹みて、此の二つの者を用ゐること勿れ、
 是れに由りて視^みれ、世人の動もそれ、墮胎^{だたい}せんと爲に烈^{れつ}き下劑^{げざい}を、
 腸胃^{ちやうい}の煩熱^{はんねつ}を催さしむるは、多量に服して、只管身輕にならんことを
 欲し、却て身を害し、死を招くに至ることを顧みざる、最愚^{さいぐ}ありといふ
 べし、且「サフィン」^{サフィン}の杜松^{たしょう}芸香^{げんかう}、鉄^{てつ}の鱧子粉^{らんしこ}、海葱^{かいそう}、藜蘆^{れいろう}、芫菁^{げんせい}等、世間に稱して
 能く流産を致すの作用ありと言へども、實にその作用を直接に子宮に
 行ふものゝあらず、或^{ある}の幾許^{いくしよ}かこれ、感動^{かんどう}するとも、至て罕あり、然れど

萬一其の効驗ありて、流産を致す時の甚一大事にして、多くの生命を失ふに至るものあり、烈しく心を勞すること、亦身體の機關を損せしめて、流産を致すの患あり、抑體の健否、心の勞逸より來る者なれば、懷妊して、神経いよいよ鋭敏あるに、非常の動心、又の壓氣をなす、殊も不意に之をなす、流産の患を醸すものあり、

懷妊する度毎に、其の時ありて必流産するやうに癖づける、甚患ふべきことにして、流産の根原中の最大切なりと知るべし、その景狀を委説けば、不意の事故などの爲に、一度流産して後の、兎角慣習となりがらなるもの、よて、幾月か恙なくとも、その後に至れば、流産し、それより後の、幾回もなく、何時も此くの如し、かく慣習となりたるうへ、流産を免るゝこと甚難くして、又懷妊しても、發時と同ト期限に至れば、何か患害生じて、その患害の、假令前より微あることにて、流産すべき勢力を保つこ

と、他の期限に生るものよりも甚し、

游惰ある風習よりして、身體の怯弱になりたるも、亦流産の原種あり、高貴有福なる身柄にして、勞動くこと少く、奢侈を好み、溫柔なる臥褥に臥すことを慣習といたる者、胎兒の滋養を主る血液を運輸すべき脈管強健ならざるに、血液の流動力、此より異りて頗強きが爲に、その脈管を幾許か離解するに由り、胎兒の己の成長に必用なる滋養を給らるゝの道を失ひ、遂に疲せ衰へ、死して排し出ださるゝなり、

生來壯健ある者にて、前の如く游惰に耽ける時の亦流産の患あり、但その景況の、少しく異にして、先づ身體に似合のざるほど多分に血殖を、其の血終に非常の烈しき力を以て血管中を通過するゆゑ、子宮の血管も亦この作用のために刺衝を受くるあり、此の時に、子宮若速に順從すれば、害無しと雖、少くして、抵抗すれば、局部は壓重、又の擴張感覺あり

て、腰臀及その邊に痛を生ずる者あり、此の時若相應の藥を用ゐて速に治せざれば、血管破裂はちして、流産に及ぶことを免れず、

此の外格段ぐわくだんに身體を激動げきどうする種となること、懐妊中始終月經通ずること、晩年ばんねんにして結婚けいこんすること、痔を病みて熱を持ち、又の痔潰破ぢうきて多分に血出づること、その他委しく説くにも及ばざる種々の事よりして、流産を催すこと有り、

防禦法、是の別ちて二とす、一は嘗て流産したる者の豫あらかじめこれを防がん爲に用ゐるもの、二はその兆著せうしやくする、時これを治せんが爲に用ゐるものなり、

第一、嘗て流産したる者の、豫これを防がんがため用ゐる手段、

是れ再度懐妊する前と受胎せし後とに用ゐるものなり、但身體の健康けんかう否いな異なるに従ひて、多少斟酌しんさくせしめあるべからず、困りて、その規則と

心得方とを別つこと左の如し、

〔甲〕性質怯弱せうしやくじやくじやくにして、瘦せ居る者に用ゐる方法、再度懐妊する前も、總體を健康あらしめんことを務め、別して子宮の機能健けんに在るやうよそべし、或の往々藥の力を頼たのにするもの有り、その時に依りて、必用なること、雖、恐らくの、總體の健康を保つやうに、平生心掛け居ることの利益多きものに及ばざるべし、

胃と腸に注意して能く調ふやうにせよ、若胃の衰弱せし徴しるしありて、食氣少く、又の食氣なく、食後に胃部いぶ壓重あつちゆうの心地あるに、硫酸鉄りうきん一グレン半りう、硫酸規尼涅さんキニエチ一わう氏れん、黃連越幾斯わうれんエキス二おそくろし氏おそくろし、よて製したる丸藥を一粒づ、一日に二回服せば、唯胃を健つよくして、消化力じふしりちからを助くるのみならず、食氣をも増さしむるの効能あらん、右の方法の如くすること、數週間にして、その後、一日に一回、午餐の一時前に服して可よし、又腸を調ふるも必用の事なり、

この時の、兎角便秘一がちなるを、若烈しき下劑を服すれば、却て害となり、その刺衝に由りて、局處の機能を衰弱せしめ、それが爲、流産の患を醸すことあれば、常々健康を養へんに、普通の手段を大切に守る時の、強ち下劑を用ゐるに及ばざるべし、就中坐浴を至極宜しきものより、唯坐浴のみにて、通トのつくことあり、若その餘の、手當を施さんことを欲せば、朝起きたてに、冷水又ハ微温なる粥汁一彬（お粥）よて、灌腸（くわんちやう）を行ひ、それより三四時間を経て、食（あじ）ヒ一盃（ばい）の蓖麻子油を飲み、又刺衝あるまじく思へる、時は、前（まへ）より（第三篇の第三章）腸を調ふる手當の部、述べたる手段を用ゐて可なり、異々も此くの如き容體のたりの、多分の下劑を用ゐざる様に注意すべし、若度々絶えず下劑を用ゐれば、流産の根種を蒔くとひとしくして、これを防ぐの手段を害することを免れず、況て烈しく下利とする薬の、下腸及その近傍なる子宮を刺衝すれば、深く注意せんことを肝要とす、

食物の始に滋養分多き物を少量に食すべし、その品の、柔（やわらか）かる肉にして、雞獵獸及牛肉の煮たるものを善しとす、但丁寧に嚙むことを重んずれば、能く徐に食ふべし、犢羔、豕の肉などは食ひざるに如かず、魚の腸に多く糞滓分を残す物なれば、罕に食ひて可し、帶粉狀（おとこ）に煮たる馬鈴薯熟飯、陳麩（ちんぼ）又ハ「ケビテンス、ビスクト」（一種）のなどを水料（みづ）なりにして、一味の肉類と共に午餐（ちゆう）用ゐ、結尾際に「クラレット」又ハ「ポルトワイン」（何れも葡萄酒の名）一盃を、臺着（たい）きの水杯（すい）半分の湯（か）と砂糖と肉荳蔻との入りたるものに和して飲むは至極宜し、淡き茶又ハ椰子實の頭にて製したる椰子汁、茶褐色の炙らざる麵麩（めんぼ）、新生の雞卵等ハ、朝餐に宜しく、夜食（よ）の、椰子汁よりも茶を飲むを宜しとす、

胃の消化力確あると、きんに、一日に二度肉食して可けれども、分量の適度を失ひざるやうに注意し、且夜食の、決して食ふべからず、葡萄酒とて

も増して二盃に至るの可けれども、其の時の水と和せずして飲むべし、それも食の結尾までの飲むこと勿れ、
 午後に睡を催せんが爲に、睡椅子に倚りかゝるの、少くも消化を助くる効あらず、但二時間睡るの悪きにもあられざれば、格別心意を慰むるの益もあらず、午後の睡をなさんよりの、談話及微讀を以て時を過ぐるに如くいなし、朝晩の勤めて早く起臥するやうに心掛け、毛を填めたる褥の上臥し、臥榻の邊より頭部に垂る、幙の外、一切蔽遮物なきやうに、圍の廣くして、能空氣を通らしむ可きなり、
 善良の浴法を擇び行ふの、第一必要の事にして、第一編の第六章に説きたる朝浴の方法の中にて、極善く體に適するものを行ふことを要す、最普通の法に従へば、其の所に説きたる海綿にて身を擦り洗ふを宜しとす、且これと共に坐浴を行へば、必多分の益あらん、此の浴法の、彼流産

に直接せる原由の助となる子宮刺衝を益々勵ますことあれども、減却することども、亦少あからず、然れど度に過ぎてこれを用ゐることを見合して、始に先六十五度を用ゐ、それより漸々に冷度を増して、五十五度とし、一日に二度づゝ正午と午後五時に五分間浴し、その前後十五分間づゝ運動するやうにして、前記説ける示教を謹み守るべし、
 且又上文に述べたる食物の事、及その他の手段に注意することの必用なるの、言ふまでもなく、尙宜しく身體の健否に相應の運動をすること肝要にして、始より朝餐と午餐との間歩行し、又窓を開けたる馬車に乗じて、少くも運動し、後漸く健康の増すに従ひ、歩行しても馬車でも、乗馬にても、その運動の度を増して可し、勿論その運動の、必食前となして、食後となさず、且疲勞れざる前に止め、なるたけこれが爲に心地爽よして、氣力の増をやうに思はるゝことを求むべし、

空氣の變更はること必要にして、是を總體の健康を助くる一の大なる器が具とす、兎角流産りがちなる身體に、良否せの氣候著しく感動するものにて、空氣の陰濕らある地にて、百般の醫藥効を奏することを得がたき、余の實驗せし所として、初如何なる手段を施すも、絶たて驗なかりし者、後に乾燥さある海岸へに移りて、僅ち數月住居せるのみにて、意外に益を得しこと屢しばしばあり、夏至及秋の中、幾いく日か、冬の三箇月とも、海岸に住む、流産の慣習せある者も極めて好き方法なり、然れど春及夏の初に、内地うちの方を宜しとす、

今此に結末として説き示さんとすること有り、流産の習慣せづきたる婦人の、謹みて守るべき一の肝要なる事件なり、その何事ぞと云ふも、流産せし後三月過ぐるまでの、必房事を慎みて、再懐妊せざるやうに心掛くることが是なり、

①
多
か
た
ら
う

右の方法に従へば、全體の健康故に復りて、食氣最早常の如くになり、舌の苔除れ、腸胃再常度を有つに至り、朝に夜寝苦くるしさまゝ起きることなく、夜に日間些少の力作をなして疲れたるが爲に打ち臥すことあらざりて、一の達者になりたるを喜び、一の再病氣發をまじきやうに務むることあらん、

懐妊したる後の、總べて流産の基となるべきことをば、注意して避けんことを要す、さてその工夫をいへば、先當人の孤眠ひとりねすること極めて肝要なり、次は食物を節ほどし、腸の調ふやう注意して、取り別け便秘せざる手當すべし、その上斷へず浴して、適宜の運動すべしと雖、疲勞するまでにするの甚悪し、且曩さきに流産せし頃ころに近づきたらん、余の説き示し、規則を一層嚴密げんみつ守るべし、抑この頃ころに、只管平臥し居ることを常習じょうじゆくとして、或は數週間起さざる者もあれど、此様に長ければ、局部の機能はたらきに

抗ひて、總體の結構を害するの恐あり、故に晝間坐浴を行ひて、常臥の弊を防ぎ、その浴後に、徐に散歩すべし、されども臥しながら安車に乗る時の外、些少にて止め、多くすること勿れ、その他の時、常臥居り、天氣の好き時に、戶外に出づるも亦宜し、夜に至らば、早く臥床に就き、填毛蓐の上に寝ね、空氣の寢室を流通するやうに心掛けよ、若少にて、腰臀の邊に痛を覺ゆる時、早く醫師を招くべし、その痛止みて後も、尙平臥し居り、囊は流産せし頃の日限を過ぐることに六七週の後まで、篤く此の示教に注意せんことを欲せ、かくて、其の末に至らば、最早安穩にして、懷妊の進歩ること疑なく、全體の造法改好して、精力の益に隨ひ、子宮も亦至りて強健となり、以前の如く刺衝すること無き故、墮胎を催その癖、全く治して、安全に兒を産出だす作用を得るなり、

〔乙〕性質壯健なる者の用ゐる手段、

懷妊する前に當りて、身體の激動と肥腴とをば漸々に減少せしめ、總體の精力を少しも衰へさせざることを務むべし、その手段如何にといふに、先腸の調ふを主として、「ロチエール」鹽、瀉利鹽、及「チエレンハム」鹽を服して、緩和に通トをつくり可し、この藥能く驗あらば、他の藥を用ゐるに及ばず、只食物を節へ、前文に述べたる如き肉食を撰んで、日に一度食ひ、午餐には肉類よりも、なるたけ精進物を用ゐる、酒その他興奮力ある飲料及醸したる液汁等を一切禁トて、水のみを飲むを宜しとす、兎角身體を激動さす事をば、嚴に防ぐべく、華奢風流を競ふこと、この激動の基となる故に、固く慎みてあすこと勿れ、廣くして空氣のよく通ふ室に寝ね、夜具の量を少くして、熱氣を帯びざることを要し、毎朝早く起きて、鹽水灌浴を行ふべし、その水の量の多分にして、始より冷なるかた宜し、前文に速に拭ひ乾かすべきことにつきて述べたる示教を切に守り、浴後に

少し散歩して、又正午は十分間坐浴を行ふべし、その冷度は六十五度より漸減じて、五十五度に至るを宜しとす、朝食に、薄き黒茶、茶褐色麩及新鮮の乳油を用ひ、朝食後より午餐までの間、馬に乗りて、身を動かすこと極めて好し、最勞るゝまでに至るの宜しからず、空氣を變らすこととは、必用にあらずれども、イギリスチュルテンハム或ハリーミントンの地、氣適度に轉換る故に、春及初夏の際此に住めば、多分の効能あらん、然れども、中夏と秋に、海邊に住むを宜しとす、且この時節に、鹽水灌浴の代に海水浴を行ふを要すれば、それが爲に海邊大に便なり、既に懐妊して後、食物のあるたけ減らすべし、但それより少し經て、脈のうらかた亢り頭痛すること有らん、此く身體に些少の激動再發するの、子宮の新に作用を爲すに由りて起れるものあれば、少し血を執りて、これを和げず、あるべからず、醫師も是と認めれば、愈必少しづゝ再三

血を執るべしと雖若それが爲に失心くなるやうにて、却りて惡しきゆゑに、冷ある鹽水灌浴をば、日々行ひ、正午に、坐浴して、朝晩に冷水を陰部に注ぎ射むべし、婦人の常に用ゐる水銃の、餘り小さく、水を注ぎ足すごとに、管を抜き出だすの煩ありて、甚不便なれば、それにつけたる普通の象牙管を去りて、護謨管又代へたるものを用ゐて可しとす、その護謨管の、長四寸直徑五分にして、頭部を圓くし、數箇の孔を穿たるものなり、是の器械を用ゐれば、管を抜き出だすに及ばずして、多分の水量をも、陰部に注ぎこむことを得べし、最第三篇第二十章の註を參觀すべし、運動を注意して斷むるに行ふを宜しとすれども、馬上の惡し、勞力舞蹈その他直に流産の基となることをば、謹みてこれを避け、殊に懐胎りたる時より孤寢するを可とす、前度流産せし頃、近づきたらば、從前よりも一層用心して、その節に示

され一教の中に、とりわけ身體を使ふことの戒を専ら守るべし、若背
よ少く痛を覺ゆることありとも、是強驚くに足らず、されど醫師に相談
するの當然の事と思へる、到底懐胎の前と後との心得として示された
る規則に遵奉ひて、秋毫も違背せざる時、決して流産を患ふるに及ば
ず、月満ちて穩に健なる兒を擧げ、平生の用心と暫時の難儀との代に良
好なる報を受けんこと必定なり、

第二、流産の兆著する時、これを治せんが爲に用ゐる手段、

初めて流産するものには、始より終まで、六七時間より長からざること
罕にあり、あれど、多くの然らず、殊にその慣習にありたるもの、數日又數
週間も経るもの多し、此く延長くゆるに、この流産を説くに、分ちて三
期とす、然すれば第一に讀む者をして流産の事を辨明し易からしむる
よ便にして、又難み居る中の種々の時刻に行ふべき示教を説き述ぶる

に、余の便利一方ならざればなり、

第一期、第一期といふ、兒の體いまだ損せざりて、唯恐嚇流産といふべき
もの、催したる時限をいふ、

この催し初に、大抵これといふ理由もなくして、只氣力大に衰へたる
ことを覺え、食氣あくなりて、少し熱氣を帯び、程なく腰臀の邊に痛を生
ず、その痛も、始に、一時のことなれど、頓て發歇少し頻數くなり、その後
暫時ありて、又益々頻數くなるなり、若性質健康なるものあれば、顛瀾の
脈搏亢りて、血行の激動を証すこと有り、又それに次ぎて、強く頭痛し、皮
膚は熱氣ありて、口渴き、食氣あく、腰の中に痛く、壓重く、又擴張き、心地
あらん、夫恐嚇流産の徵候に、此くの如く數多けれども、當人の性質と從
來の強弱とよ從ひて、その發し方一様ならず、或人より、腰は不
分明なる微痛を覺へ、少く疲弊を催すのみにて、數日間そのまゝ、續

き、他の病苦生せざることあり、その深く患ふるに足らざれども、若受胎
 り、後、まへ時流産せしときと同ト日限に、此くの如き事あらば、速にその
 手當を施さず、あるべからず、然なき時、目前の病苦如何は、些細な
 りと思へるゝものにて、遂に、流産の害あることを免れがたし、
 故に、此くの如き病苦を發せし時、至急に醫師を招くべし、その發り初
 に、醫療も極めて善く届く時あれば、いかよも手後にならざる先きよ、
 然るべき指圖を求むること肝要なり、猶くれども、定まりたる規則を
 ば謹み守りて、これを蔑視にせざるやうに心掛くべし、
 上文は説けるが如き病苦の發り初に、速に寢室より引き籠り、填毛の褥
 の上より臥して、夜具を軽く掛け、臥榻に帳を垂れず、廣くして空氣の通ず
 る室を撰び、火をば決して置かざるを善とす、飲食のなるたけ節へて、
 りたる麴水、檸檬水、又の薄き粥、乃至西穀米等何れも冷なるを用ゐるゑ

り「チエルデンハム」鹽、又の瀉利鹽二ツを一服とりたる、緩和下劑を四時間
 ごとく服して可なり、最此の當坐なるべきたけ醫師を招きて、側に
 侍せしむべし、

第二期、或の當人は、是まで産流の覺るき故に、此の病患を心配せず、背の
 少く痛むことなどありても、何程の害をかなすべきと思ひて、打ち捨て
 置くことあらば、各處の痛の起りかた漸々に敷く、又烈しくなりて程な
 く凝塊せる血の出づるに至らん、但その血の出づる量多き時、必明色
 を帯ぶるものなり、是胎兒の幾許か分離せし徵候より、即これを第二
 期と稱す、

此くの如き景況に及ぶ時、次第に加はりて、第一期よりも手重くあり
 しこと、言ふまでも無けれど、然りとて、この時尙その防ぎ方なきより
 ならず、但かく危険なる場合に至りては、醫師たる者の、快手勇敢な治術

を施さんことを要す、當人も亦一心に行狀を慎み、其の受けたる示教の
 些末なるか、又の少一過酷に見ゆるかを以て、これに従ひがたきの念起
 るども、自顧反して、假も己の頼むほどの醫師よして、過酷なる方法又
 の些末よ一て用ゐるに足らざる事を、示與する筈なしと考へ出づべし、
 且唯その示教に従ひざるのみの一事よ由りて、數週間の苦勞幸防を無
 益になすよ至ることあれば、必深く注意すべし、さて醫師の來る前に施
 して宜しき手段唯一あり、その臥床に密閉り居り、冷ある酢と水とよ浸
 したる「リンチン」の裂片を以て、時々卒然に下體よ貼て、十分に食物を節
 へ、第一期の如き緩下劑を、四時間ごとに服する是なり、
 凡流産の兆を示す病患の發する時に、即時よ治療を加へ、この二期に
 至らざるやうにすべし、然れど、或の不意に跌き仆れ、又の大に勞動るよ
 り出づること有れば、第一期第二期合して一となり、第一期と思ふ時よ

り、既に胎兒の幾許か分離するものあり、この時に當りても、他の示教を
 得るまでの、右に述べたる手段を守り行ふべし、

第三期、若右の恐嚇流産の加はれるを禁止むべき手段効なくして、續
 きて出血し、苦痛増して、少一壓重き心地をなす、その他前文に述べたる
 病患これに従ひて生ずる時の、第三期の餘程深くなりたる兆にして、當
 人れよび介抱人の兼て期したる安産の望既よ絶たたるものなれば、介
 抱人にて、今の當人よ恙なく流産せしめ頼て故の如く健康にならしめ
 んことを勉むるより外よ、工夫あることなし、

但一此に心づけ置くこと一條あり、その受胎後三箇月は、後れて、流産
 の起る時に、只管平臥し居るの肝要なること、猶その月満ちて分娩し
 たる後の如く、現して胎卵の出づる前よ當りて、多分の出血せし時に、
 殊に此くの如くすることを要すといふことなり、この説の確切なる證